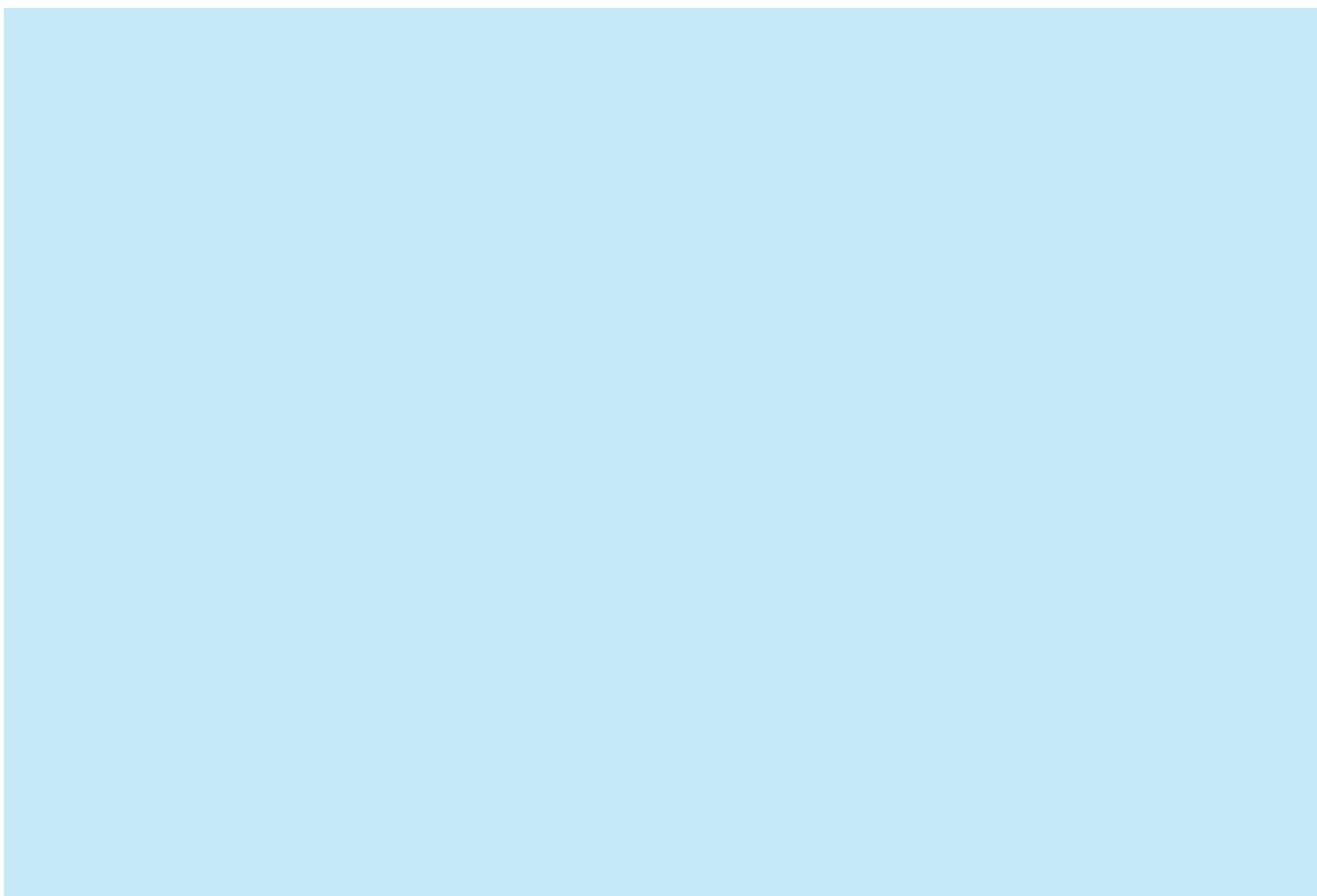


# これから始める 学校広報ガイド

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター  
平成 22 年 3 月 31 日



# はじめに

本ガイドは、おもに学校の管理職（校長、教頭等）を対象に、学校と学校関係者等との信頼形成を目的とした学校広報を解説する入門書です。本ガイドではおもに以下の6点について説明します。それぞれの内容については、ガイドタブの詳細項目ページを開いてください。

## 目次

### これから始める学校広報ガイド

#### 1. 学校広報とは何でしょうか？

学校広報とは、学校と学校関係者との間で十分理解し合い、友好的な協力関係を築くために行う体系的計画的活動であり、学校経営上の重要な取り組みのひとつです。

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1.1. こんなことはありませんか？ | 4 |
| 1.2. 学校広報の定義       | 4 |
| 1.3. 学校広報の成長段階     | 5 |
| 1.4. 学校広報の手段       | 6 |
| 1.5. 学校広報の対象       | 9 |

#### 2. なぜ学校広報を行う必要があるのでしょうか？

充実した教育活動のためには、学校と学校関係者等との相互の信頼形成が欠かせません。そのためには、まず、学校が自ら行動して、学校情報や学校の教育活動について広く情報提供し、学校に対する正しい認識と正当な評価を得る必要があります。

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 2.1. こんなことはありませんか？          | 10 |
| 2.2. 学校は社会からの要請に応えているか？     | 12 |
| 2.3. 無関心と学校依存               | 13 |
| 2.4. 社会の学校不信と学校の社会不信        | 14 |
| 2.5. マスメディア報道による非日常の日常化     | 14 |
| 2.6. 学校自身からの積極的情報提供が信頼を形成する | 15 |
| 2.7. 学校教育法改正と学校からの積極的な情報提供  | 16 |

### 3. 広報活動の充実は学校に何をもたらしますか？

学校広報の目標には段階があります。毎日の学校の様子が滞りなく伝えられることで相互の信頼が形成されます。活動が充実すれば、説得力のある要約資料を作成することもできます。

学校関係者から正しい認識と理解を得ることで学校との協力関係や愛着が形成されます。相互の信頼関係と協力があれば、学校はより積極的な教育活動を展開することが可能になるでしょう。

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 3.1. こんなことはありませんか？    | 18 |
| 3.2. 学校広報が生み出す効果      | 18 |
| 3.3. 広報活動が滞ることで失われるもの | 19 |
| 3.4. 広報の成長段階ごとの状態例と課題 | 20 |

### 4. 具体的に何をすべきですか？

学校で取り組むべき広報活動を明らかにするために、まず、広報の現状レベルを確認したうえで、それぞれの学校で必要とする目標・体制・具体的な手立てについて解説します。

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 4.1. 学校広報の現状を確認する        | 25 |
| 4.2. レベル1 学校広報の基礎を整える    | 27 |
| 4.3. レベル2 学校の日々をありのまま伝える | 33 |
| 4.4. レベル3 学校広報を体系化する     | 39 |

### 5. 設置者が配慮すべき事項

学校広報は対外的な活動要素を含むので、学校単独の取り組みでは円滑に進められないこともあります。学校広報の展開にあたって、特に設置者が配慮すべき事項をまとめます。

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 5.1. 学校広報は管理職が主導的に取り組むべき取組のひとつ | 51 |
| 5.2. メディア環境整備が成功の鍵             | 51 |
| 5.3. 学校広報活動の支援                 | 51 |

### 6. 学校広報と法律問題

学校広報に関して起こりうるリスク、関係する基本的な法律の解説と共に、リスクそのものやリスクに伴うトラブルを回避する方法について述べます。

|                     |    |
|---------------------|----|
| 6.1. 名誉権侵害について      | 54 |
| 6.2. 個人情報保護法について    | 57 |
| 6.3. 肖像権について        | 59 |
| 6.4. 各種の学校情報の公開について | 61 |
| 6.5. 児童生徒作品の著作権について | 62 |

1. 学校広報とは何でしょうか？

2. なぜ学校広報を行う必要があるのでしょうか？

3. 広報活動の充実が学校に何をもたらしますか？

4. 具体的に何をすべきですか？

5. 設置者が配慮すべき事項

6. 学校広報と法律問題

# 1. 学校広報とは何でしょうか？

学校広報とは、学校と学校関係者との間で十分理解し合い、友好的な協力関係を築くために行う体系的計画的活動であり、学校経営上の重要な活動のひとつです。

## 1.1. こんなことはありませんか？

### 宣伝は企業や私立学校がやること

**意見** 生徒募集が必要な私立学校とは違うのだから、公立学校に宣伝は必要ない。学校の本務は子どもたちの教育であって、宣伝は本務ではない。学校が企業のような宣伝をすることには違和感がある。

**答え** 学校に本来必要なものは“広報”であって“宣伝”ではありません。まず両者の違いを正確に認識することが必要です。

### 教職員のメンタリティと広報の目的は一致しない

**意見** 子どもたちに日々教え諭すように、教員は地道な営みの積み重ねや努力を重視するメンタリティを持っている。学校の一面だけを切り取ってアピールする広報の目的とは相容れないのではないか。

**答え** 学校に求められる広報は企業広報とは異なるものです。学校広報は教員のメンタリティに沿った形で行うのが望ましいと言えます。

## 1.2. 学校広報の定義

学校広報（School Public Relations）は 1938 年ごろ米国で成立した概念で、米国の公教育制度と密接な関わりがあります。Doyle M. Bortner（1972, 1983）によれば、学校広報とは「学校と学校関係者との間で十分理解し合い、友好的な協力関係を築くために行う活動」であり、説得や対話を目的とした計画的・体系的プロセスです。

### 1.2.1. 広報と宣伝の違い

広報と宣伝とは、似て非なる概念です。

我が国の広報とは、一般的に企業広報のことを指しますが、企業広報のなかでも大きな割合を占めるのが、マスメディアを介した製品宣伝（promotion）です。宣伝とは、概して一方向的で、目的を叶えるためなら、情報に多少の誇張や脚色が含まれても許されるのが普通です。

しかしながら、広報（PR: public relations）の本来の意味は、おおやけ（public）との関係づくり（relations）にあります。相互の理解と友好的な協力関係のためには、まず、双方向のコミュニケーションがあり、情報には関係維持にふさわしい透明性と誠実さが求められます。

学校は、保護者や地域との関係を継続的に維持する必要がありますから、本来の広報の意義に立ち返り、双方向で誠実な活動が求められていると言えます。



### 1.2.2. 学校広報とは公的な組織の姿勢を示すもの

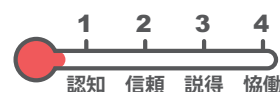
学校広報とは、学校としての組織姿勢をおおやけに対して示す活動であり、“児童生徒の個人情報”以外のすべて、すなわち、公的組織情報がすべて取り扱いの範囲となります。

したがって、学校広報は学校経営の一部に位置付けられ、その方針は学校管理職によって定められるべきものです。方針に従って学校広報計画が作成され、年間を通じて継続的に活動が行われる必要があります。

### 1.2.3. アカウンタビリティと外部透明性

広報される組織情報は、納税者に対するアカウンタビリティ（accountability）の一部であり、教育活動全般が適正・妥当に運用されているか、説得的な情報を公開する必要があります。

アカウンタビリティは、一般的に説明責任と訳されるため、義務的で消極的な意味合いを強く持った言葉です。しかしながら、なにかと閉鎖的な印象を持たれやすく、社会から誤解を受けやすい学校は、かえって、普段の教育活動を積極的にガラス貼りに（外部透明化）したほうが、周囲の理解を得やすくなるでしょう。



## 1.3. 学校広報の成長段階

学校広報の活動には、その充実度にあわせて4つの成長段階があります。何事にも基礎・基本が必要のように、学校広報も実績の積み上げが伴わなければ、高次の段階へ到達することは困難です。

表1 学校広報の成長段階モデル

| 広報段階    | 目 的                        | 特徴  | メディア              |
|---------|----------------------------|-----|-------------------|
| レベル4 協働 | 学校運営の意思決定や<br>教育活動への参画     | 戦略的 | 参加・参画             |
| レベル3 説得 | 学校に対する愛着形成<br>学校運営方針・成果の説得 |     | 要約・再編集<br>フィードバック |
| レベル2 信頼 | 関係者との信頼関係形成                | 日常的 | 高頻度メディア           |
| レベル1 認知 | 学校に対する関心喚起                 | 局所的 | 低頻度メディア           |

出典：豊福晋平（2009b）\* 1

\* 1 豊福晋平（2009b）説得段階の学校広報における情報再編集・要約機能，日本教育工学研究報告集 JSET09-5 pp.147-151

## レベル1 認知



認知段階は、学校に対する関心を喚起する段階です。学校にとって都合の良い一側面のみを場面限定的に伝えることが主なので、宣伝（salesmanship）とも言います。多くの学校がこの段階にありますが、この段階にとどまることは、広報活動本来の目的からみれば、望ましいことではありません。

## レベル2 信頼



信頼段階は、まず多くの学校が必要としている広報段階です。学校関係者との信頼関係を形成するには、まず、学校の飾らない日常を、できるだけ多くの人々に知ってもらう必要があります。

## レベル3 説得



説得段階は、学校をより深く理解してもらい、学校運営に対する建設的な意見を得るために、学校関係者の学校に対する愛着やこだわりを形成する段階です。より踏み込んだ広報活動が必要になるため、レベル3以上を、特に戦略的広報と言います。

## レベル4 協働



協働段階は、地域運営学校等を前提とし、学校関係者の学校運営参画や学校諸活動への参加を促す広報段階です。参画には、学校との情報共有や双方向性が要求されます。

本ガイドでは、学校広報の入門編として、もっぱら認知から説得に至る段階について扱います。

## 1.4. 学校広報の手段

学校広報の手段は、紙媒体・校舎内外掲示物・ウェブサイト等、あるいは、対面イベントのほか、アンケートまでを幅広く含みます。学校関係者が情報を必要とする時に、適切な頻度で適切な量の情報が得られるように、メディア選択することが重要です。

メディアは、つねに多様な対象者を想定して、複数手段の組み合わせを考えます。

たとえば、保護者以外の学校関係者は、普段から学校と接している訳ではないので、印刷配布物やウェブサイトよりは、むしろ、校舎周りの掲示物や看板など、外側から見えやすい広報物の方が、学校のイメージを左右しやすいといえます。

表2に示すように、メディアには一方向・双方向があり、一方向の中にも、発信側の都合が優先する**伝達型**と、ユーザー側が好きな時に引き出せる**アクセス型**があります。

表2 学校広報のメディア要素

\* 上記「高」「中」「低」は、そのレベルにおけるメディアの重要度を示しています。

| メディア |               | 広報レベル                                                           | 認知<br>レベル 1 | 信頼・説得<br>レベル 2～3 | 協働<br>レベル 4 |
|------|---------------|-----------------------------------------------------------------|-------------|------------------|-------------|
| 一方向  | 伝達型<br>発信優位   | 印刷広報物（学級／学年通信、学校だよりなど）<br>児童生徒への働きかけ、個別連絡（連絡帳・電話など）<br>壁面掲示・看板等 | 中           | 中                | 中           |
|      | アクセス型<br>取得優位 | 学校ウェブサイト、ブログ<br>CMS（Content Management System）                  | 低           | 高                | 中           |
| 双方向  | フィード<br>バック型  | 保護者会・説明会、アンケート                                                  | —           | —                | 高           |
|      | 参加型           | ワークショップ、イベント                                                    | —           | —                | 高           |
|      | 参画型           | 学校評議委員会、公聴会等                                                    | —           | —                | 中           |

出典：著者作成

**伝達型メディア**（特に印刷広報物等）の特徴としては、次の6点が挙げられます。

- ①これまで慣れ親しんだメディアで安心感がある。
- ②インターネットが利用できない家庭に対しても、確実に配布できる。
- ③発行部数や頻度に応じて印刷・配布コストがかかる。読まれない広報物は結局無駄になる。
- ④紙面の大きさ、印刷表現（白黒）には制限がある。
- ⑤子どもに手渡ししても、保護者に届く確証はない。
- ⑥配布範囲には限度があるので、想定外の対象には行き届かない。

**アクセス型メディア**（ウェブサイト等）の特徴としては、次の6点が挙げられます。

- ①技術スキルの課題があるため、学校側で自在に情報発信できる人がまだ少ない。
- ②インターネットにアクセスできない家庭では、情報を得ることができない。
- ③更新頻度やアクセスが増えても、運用コストは一定かつ廉価である。
- ④情報量や表現（カラー）には厳しい制限がない。
- ⑤子どもを介さなくても、直接学校側から保護者に情報提供できる。
- ⑥必要を感じた利用者が、自由に情報を得ることができる。

以下に代表的な手段をあげます。

### 紙媒体

学校からは、日々数多くの印刷物が発行されます。定期的に配布される学校だより等のほか、学校要覧や学校ガイドブック（新入生やその保護者を対象とした解説書）が含まれます。

### 校舎内外掲示物

校舎内外掲示物としては、看板や注意書きのほか、壁面装飾・垂れ幕・電光掲示板などが含まれます。学校に普段立ち入ることのない人々に対して、学校の様子を知ってもらう直接的な手段です。

### ウェブサイト等

学校ウェブサイト、メール一斉通報サービスなどが含まれます。ウェブサイトは、直接学校に関係しない人々でも、いつでも容易に情報を得ることができます。

### 対面イベント

保護者会や学校説明会をはじめとして、運動会や学芸会、授業参観など、関係者が直接来校するイベントが含まれます。

### アンケート実施

学校評価のための保護者・地域向け外部アンケートや、行事アンケートなどの設計、分析、報告までが含まれます。

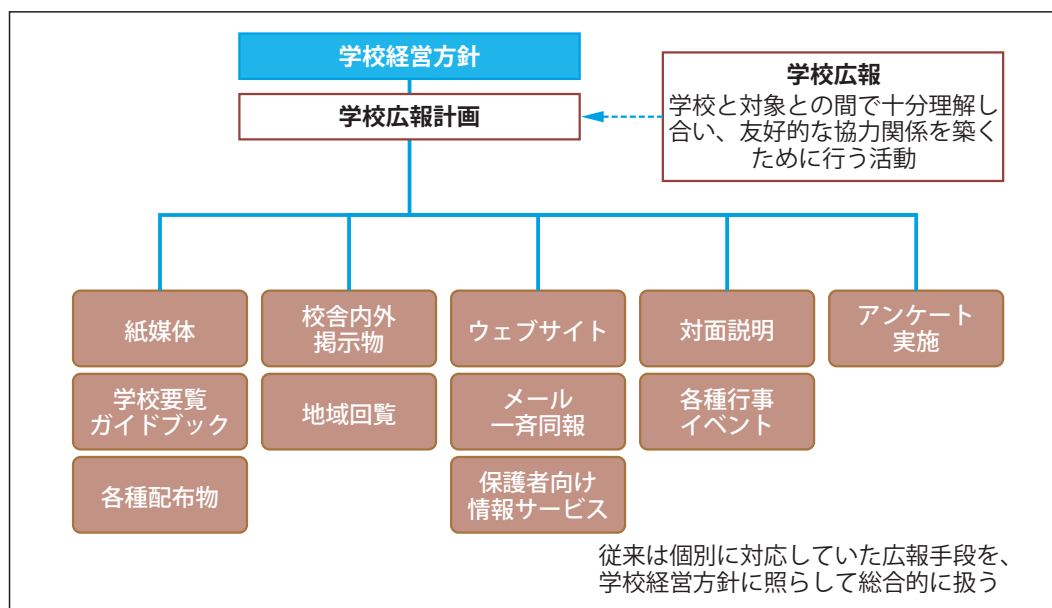


図1 学校広報の手段

出典：著者作成

## 1.5. 学校広報の対象

学校広報の対象は、もっぱら保護者や児童生徒と狭く考えられがちですが、実際にはもっと広範囲に及びます。学校広報の対象を、ステークホルダ（stakeholders: 利害関係者）と言います。ステークホルダには、次の2種類があります。

### 顕在的ステークホルダ

学校側から直接認識・把握可能な対象を、顕在的ステークホルダと言います。たとえば、次のような対象を指します。

|                     |                             |
|---------------------|-----------------------------|
| <b>直接受益者</b> ……………  | 児童生徒・保護者                    |
| <b>行政組織</b> ……………   | 教育委員会や自治体                   |
| <b>学校組織内部</b> …………… | 学校管理職や教職員                   |
| <b>納税者</b> ……………    | 学校教育に対しては公立私立を問わず税金が使われています |

### 潜在的ステークホルダ

学校側から直接認識・把握が困難な対象を、潜在的ステークホルダと言います。たとえば、次のような対象を指します。

|                     |                                                            |
|---------------------|------------------------------------------------------------|
| <b>外部関係者</b> ……………  | 地域住民（地域代表として来校するような人々ばかりではありません）                           |
| <b>間接的関与者</b> …………… | 児童生徒の祖父母、子どもの転入学を控えて情報収集をする人々、卒業生、その他学校に興味関心を持つすべての人々を含みます |

学校は公共機関ですから、学校側からは直接認識・把握出来ないステークホルダを含め、学校に興味関心を持つすべての人々を学校関係者にとらえ、オープンかつ柔軟に対応することが望ましいと言えます。

顕在的ステークホルダに学校組織内部が含まれている点にも注目しましょう。教職員間の意思疎通や情報共有のための活動も広報の一部です。

## 2. なぜ学校広報を行う必要があるのでしょうか？

充実した教育活動のためには、学校と学校関係者との相互の信頼形成が欠かせません。そのためには、まず、学校自ら行動して、学校情報や学校の教育活動について広く情報提供し、学校に対する正しい認識と正当な評価を得る必要があります。

### 2.1. こんなことはありませんか？

#### 広報ならもう十分やっているはず

**意見** 月に1度学校だよりを発行しているから十分だ。保護者や地域からは信頼されているから、まめな広報は必要ない。広報活動を熱心に行っても積極的な反応は得られない。

**答え** 学校側が十分と考える根拠は何でしょうか。印刷物を配ること自体が広報の目的ではありません。

#### 学校の事がよく分からないといわれる

**意見** 学校評価の外部アンケートで、“学校からの情報提供”に関する評価が芳しくない。アンケートの「分からない」回答の比率が高い。学校と保護者・地域との間に意思疎通の距離を感じることもある。

**答え** 保護者や地域が必要とする情報に対して、学校側が十分に対応できていないことが原因です。

#### 頻繁な問い合わせや難しい要求対応に忙殺される

**意見** 学校や教育委員会に対して、保護者や一般市民から頻繁に問い合わせが入る。学校として対処が難しい要求が寄せられ、回答対応に苦慮する。

**答え** 学校側からの情報提供が不足すると、学校の教育活動に対する誤解や偏見を増幅させることにつながり、学校をさらに窮地に追い込んでしまいます。

#### 多くの情報を下手にオープンにすると批判される

**意見** 学校ホームページを公開しようとしても、保護者が反対する。学校の様子を公開するとかえって批判を受けやすくなる。学校は格好の攻撃対象になっているのだから、情報公開は慎重にすべきだ。

**答え** 社会の学校不信と学校の社会不信の原因は同じものです。相互の誤解と偏見を解かねば、相互の信頼関係は生まれません。

### 教育活動に対する理解が得られにくい

**意見** 学校独自の工夫をこらした取り組みや授業研究を展開しても、保護者からは「普通の授業をしてください」と言われてしまう。深い学習理解よりも知識量や学習効率を求める保護者が多い。

**答え** 保護者の思い込みや誤解を解き、学校の教育活動に対する理解を求めることも、学校広報の大切な役割です。

### 関心が低い

**意見** 何事も学校にお任せ状態で、保護者からの提案がない。学校からの呼びかけになかなか応えてもらえない。学校行事等への参加者が少なく盛り上がらない。アンケートの回収率が低く、回答自体にも信頼性がない。

**答え** 関心が低いと見えるのは、実は学校側の思い過ごしかもしれません。保護者の無関心があらわになれば、教職員や児童生徒の志気にも影響します。



## 2.2. 学校は社会からの要請に応えているか？

教職員は、学校だよりやホームページがあるから、保護者や地域の人々に対する情報提供は十分、と考えがちです。とにかく文書に仕立てて印刷物を児童生徒に手渡せば、ひとまず学校としての役割は果たした、と安心してしまいます。しかし、印刷配布物は、学校のための免罪符ではありません。東京都内のある中学校が、印刷物の家庭到達度を調べたところ、わずか4割程度であったそうです。

では、学校関係者や社会の人々は、学校のことをどのように捉えているのでしょうか。平成20年に実施した就学児童生徒の保護者・一般社会人計約1500名を対象としたアンケート調査（豊福晋平 2009a）\*2では、「学校からの情報提供は、学校を正しく理解するために十分な量ですか？」との問いに対して、「十分」もしくは「まあまあ」の回答は全体の4割強、学齢児保護者に限っても6割前後でした。この結果は、学校の広報活動に対する相当に厳しい評価と言えます。

本来の広報の価値とは、受け手に情報が確実に伝わり、正確に理解されてこそ生じるものです。学校から提供される情報が、どのように受け取られているか、実態を把握しつつ、効果的な方法を工夫することが必要でしょう。

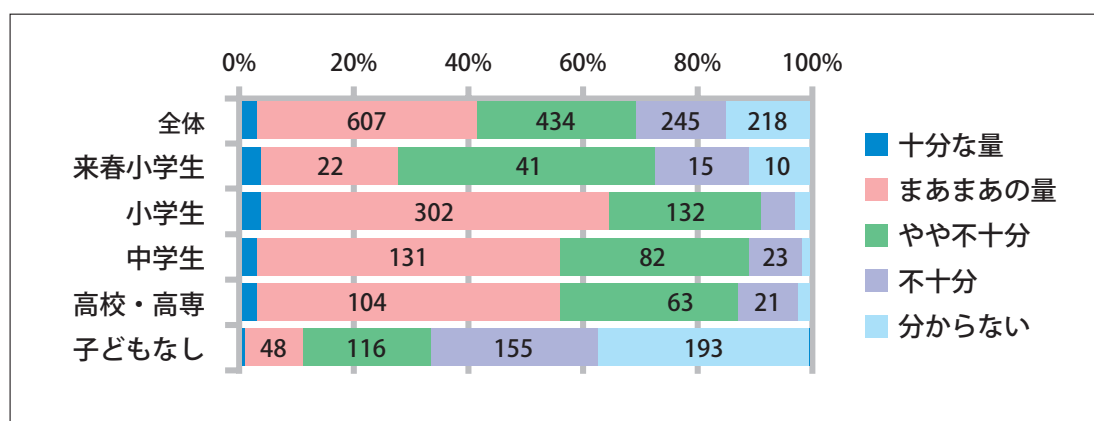


図2 学校からの情報提供は十分？（縦軸は第1子の学年）

出典：豊福晋平（2009a）

\*2 豊福晋平 (2009a) 一般社会人を対象とした学校広報に関するオンライン意識調査, 日本教育工学研究報告集 JSET09-2 pp.93-100.

## 2.3. 無関心と学校依存

中学校・高等学校と子どもの学年が上がるのに伴って、学校に対する保護者の関心は徐々に低くなる傾向が一般的にうかがえます。

しかし、この保護者の無関心とは、実は、学校側の勘違いかもしれません。小学生とは異なり、中高生は、成長に伴って学校や保護者・教職員とは距離を置きたがるようになるため、子どもを介した学校と保護者との意思疎通は、次第に困難になるものです。先に述べたように、学校側が手渡した印刷資料が家庭に到達しにくくなることは、前提として了解しておく必要があります。

仮に、保護者が本当に無関心であっても、単に意思疎通が困難でも、いずれにせよ、学校側の呼び掛けに対して周囲が無反応で、「すべて学校におまかせ」の状況は、決して望ましい状況とは言えません。関心の薄さとは、言い換えれば、保護者・学校双方の意思疎通のない依存関係とも言えますから、保護者の持つそれぞれ勝手な思い込みと学校側の思惑とのズレが大きくなれば、些細なすれ違いから、突然大きなトラブルに発展する可能性があります。

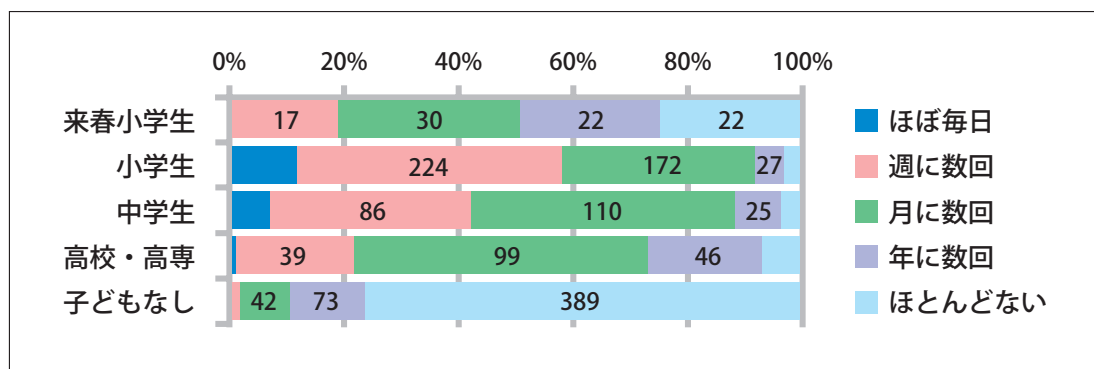


図3 学校から何らかの形で情報を受け取る機会（縦軸は第一子の学年）

出典：豊福晋平（2009a）

## 2.4. 社会の学校不信と学校の社会不信

---

これまでの学校運営は、保護者や地域からの全幅の信頼を暗黙の前提としてきたために、あえて、学校関係者に対して丁寧な説明を行う必要もなかったのでしょう。しかし、近年、学校関連の事件・事故・不祥事や教育課題が盛んに報道されるようになり、社会の学校教育に対する認識は、より厳しいものになっています。次第に学校は、保守的かつ閉鎖的な印象とともに、深刻な不信の対象にさえなっています。

一方、学校側も社会に対して不信感を持ち、疑心暗鬼になっている面があります。学校は自信を失い、批判を恐れて、対外的にも消極的・防衛的姿勢になりがちです。

これら社会の学校不信と学校の社会不信は、双方の間に高い壁を巡らして、よく見えない相手に石を投げ合っているかのような状況を生みます。

たとえば、学校に対して理不尽な要求を繰り返す対象を“モンスター・ペアレント”として強調し、教育委員会の対応策ばかりが報道されるようになれば、一般的な保護者であっても、気軽に学校に対して意見したり、問い合わせをしたりすることに心理的な抵抗を感じるようになります。

このようなネガティブな対応の連鎖は、双方のコミュニケーションをより困難なものにします。

## 2.5. マスメディア報道による非日常の日常化

---

社会の学校不信と学校の社会不信は、どちらも相互の状況をよく理解できない、いわゆるコミュニケーションの不全が原因で起こりますが、誤解や偏見の拡大は、当事者間のコミュニケーション不全よりは、むしろマスメディア報道の性質によってもたらされます。

そもそも、マスメディアは、平凡な日常ではなく、非日常的な事件・不祥事・非常識を報じることで、世間の話題と注目を集める傾向がありますが、これは、学校についても同じ事が言えます。普段学校に関わる機会がほとんどない人々が、学校で日々起っている出来事を知らないまま、マスメディアの報道だけに触れていると、学校では、毎日のように事件や事故が起こっているかのような印象（非日常の日常化）が生じやすくなります。

さらに厄介なのは、大人であれば誰もが、素朴で平凡な学校の日常を、肌身を持って経験しているということです。多くの人々にとって、平凡な学校の日常とは、きちんと毎日の授業が行われ、自身の記憶としては、楽しく懐かしい日々として思い出されます。大人になって普段学校に関わる機会がほとんどない人が、仮にマスメディアの報道のみから学校の情報を得ようになると、自分の子どもの頃（素朴で平凡な学校の記憶）と現代の教育（マスメディアによる非日常の日常化）との比較が生じることで、現代の教育は、過去に比べて著しく荒廃しているかのような誤解を与えます。

## 2.6. 学校自身からの積極的情報提供が信頼を形成する

もし、人々の誤解に満ちた認識で、社会の学校不信と学校の社会不信が生じ、歪んだ学校イメージに基づいて世論が形成されているとすれば、学校関係者にとって、これほど過酷で理不尽なものはありません。しかし、もとを正せば、これらの問題は、学校自身が暗黙の信頼に寄りかかって、社会に対して学校の日常を十分伝えていないことに端を発しているわけです。

幸いなことに、人々の多くは、現実の学校の姿を理解し、応援することを、最初から拒んでいるわけではありません。まず、学校が、自らポジティブに学校の現実を広く知らせる姿勢を貫くことで、学校関係者との信頼形成や、学校の諸活動へのより積極的な参加・参画への道を、切り開くことができるでしょう（豊福晋平 2005）\* 3。

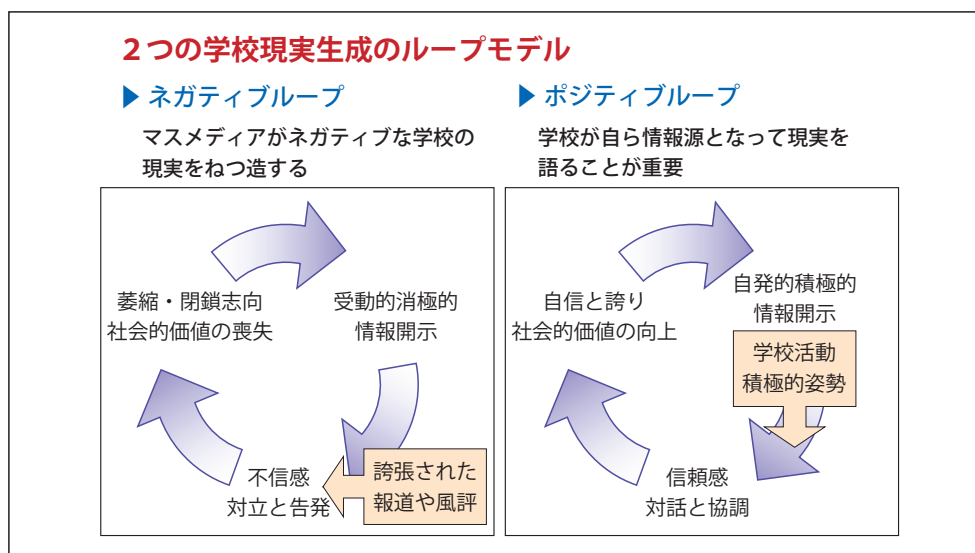


図4 ネガティブからポジティブの情報提供ループへ

出典：著者作成

\* 3 豊福（2005）積極的情報開示と外部評価による学校改善，日本教育工学会研究報告集 JSET05-3 pp149-154.

## 2.7. 学校教育法改正と学校からの積極的な情報提供

学校広報を行う理由は、法律にも定められています。

平成 19 年 6 月改正の学校教育法では、第 42 条の学校評価とともに、第 43 条に学校からの積極的な情報提供が規定されました（文部科学省 2008a）＊ 4。

第 42 条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第 43 条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。＊ 5

学校だよりやウェブサイトなど、学校からの情報提供は、それぞれ学校業務の一部に組み入れられ、半ば慣習として行われてきましたが、このたび法律に明文化された事で、その根拠は明確なものとなりました。

学校教育法第 42 条及び 43 条が同時に改正されたことから、学校からの積極的な情報提供は、学校評価と強い関係にあることが明らかですが、情報提供とは、単に学校評価結果の公表のみを示すものではありません。平成 20 年 1 月改訂の学校評価ガイドライン（文部科学省 2008b）＊ 6 には、次のような記述があります。

学校評価の結果はもとより、学校に関する基礎的情報を含む必要な情報がわかりやすく示され、その学校がどのような学校であり、どのような状況にあるのかなど、学校全体の状況が把握できるような情報が提供されていることが、保護者等が的確な学校関係者評価を行うなど学校の諸活動に参画していく上で重要である。

併せて、学校の立場から見たときに、学校の情報の提供は自らの良さや努力、また取り組みたいと考えている事柄を外に向かってアピールし、あるいは抱えている課題を率直に広く示すことにより、保護者や地域住民等の理解や支援を得ることができる絶好の機会となる。

＊ 4 文部科学省 (2008a) 学校評価に関する学校教育法・学校教育法施行規則の規定，  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gakko-hyoka/08021216.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/08021216.htm)

＊ 5 これらの規定は、幼稚園（第 28 条）中学校（第 49 条）高等学校（第 62 条）中等教育学校（第 70 条）特別支援学校（第 82 条）専修学校（第 133 条）及び各種学校（第 134 条第 2 項）に、それぞれ準用されます。

＊ 6 文部科学省 (2008b) 「学校評価ガイドライン」の改訂について，  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/20/01/08012913.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/01/08012913.htm)

ここに述べられているポイントは3つあります。

1点目は、学校関係者評価は、学校関係者が学校諸活動へ参画する形態のひとつである、ということです。

2点目は、学校側の情報提供と、学校関係者による学校諸活動への参画との関係です。つまり、保護者や地域の人々といった学校関係者の参画を得るためには、まず、学校の状況を率直に伝え、理解を得る必要がある、ということを示しています。

3点目は、情報提供と学校評価との関係です。ガイドラインの表現を裏に返せば、学校の実態を十分知ることができなければ、的確な学校評価はできない、ということを示しています。

学校関係者の学校評価への参画は、保護者や地域住民等の理解や支援を得る絶好の機会であり、学校運営の改善に向けた協力を得るための活動です。したがって、学校関係者の学校理解を深める学校広報活動は、学校経営に関する重要な取り組みのひとつと位置づけることができます。

1. 学校広報とは何でしょうか？

2. なぜ学校広報を行う必要があるのでしょうか？

3. 広報活動の充実には学校に何をもちますか？

4. 具体的に何をすべきですか？

5. 設置者が配慮すべき事項

6. 学校広報と法律問題



### 3. 広報活動の充実は学校に何をもたらしますか？

学校広報の目標には段階があります。毎日の学校の様子が滞りなく伝えられることで相互の信頼が形成されます。活動が充実すれば、説得力のある要約資料を作成することもできます。

学校関係者から正しい認識と理解を得ることで学校の評判や愛着が形成されます。相互の信頼関係と協力があれば、学校はより積極的な教育活動を展開することが可能になるでしょう。

#### 3.1. こんなことはありませんか？

##### 広報にまで手が回らない

**意見** 雑務に追われて忙しいので、広報までやってもらえない。広報よりも優先順位の高い仕事がたくさんある。広報は担当者に恵まれ、時間的に余裕のある学校がやれば良い。

**答え** 時間は有限ですから業務にも優先順位があります。ただ、切り捨てる前に、広報しないことで失う価値についても検討すべきです。

##### やったところで何が得られるのか

**意見** 広報活動は暖簾に腕押しのような無力感がある。積極的に仕掛けても効果が得られるのか疑問だ。

**答え** 広報活動は本来双方向の関係づくりが目的です。学校からの一方向的な広報活動のみでは、効果を実感することは難しいかもしれません。

#### 3.2. 学校広報が生み出す効果

学校広報活動を通じて得られる効果としては、次の5つがあります。

##### 3.2.1. 学校に対する正確な認識の形成

保護者に限らず、広く社会に対して学校の飾らない日常を伝える事で、学校教育が担う重要な役割や価値を、社会に正しく理解してもらうことができます。さらに、学校の現状や課題を構造的に整理して丁寧に説明すれば、学校関係者等の学校教育についての認識を、より深めることができます。

##### 3.2.2. 学校関係者との信頼関係の構築

学校の現実が正確に認識されれば、学校関係者の理解と支持につながり、持続的かつ安定的な信頼関係が構築されます。



### 3.2.3. 学校に対する理解や愛着の形成

学校関係者との信頼関係が得られれば、学校に対する理解が向上するだけでなく、地域全体の協力・支援や愛着形成につながります。地域から愛される学校は、地域にとって、かけがえのない財産になってゆくことでしょう。

### 3.2.4. 学校運営や教育活動への参画の促進

学校関係者に学校への愛着やこだわりが生じれば、学校運営や行事への参加・参画をよりスムーズに促すことができます。また、学校運営に対して積極的かつ建設的な意見を得ることが、可能になるでしょう。

### 3.2.5. 説得・交渉リスクの軽減

相互の信頼関係と学校への正確な認識があれば、学校関係者への説得や交渉は、より円滑に進められます。学校への良き理解者が増え、協調的積極的な姿勢が日頃から見られるようになれば、結果として、学校関係者等の理にかなわない要望を抑止することにもつながります。また、普段の学校の日常をよく知る学校関係者が多ければ、万が一、事故等が生じた場合でも、周囲に誤解や憶測が生じにくいという側面があります。

## 3.3. 広報活動が滞ることで失われるもの

では、一方で学校広報が不十分な場合、学校のどのような要素が失われるのでしょうか。おもに次の4点があげられます。

### 3.3.1. 学校評判の下落

「評判の上に胡座をかく」という表現がよく使われますが、いくら評判の良い名門校でも、普段の営みが評判に見合うものでなく、かつ、周囲がその営みに満足していなければ、評判は次第に悪くなってしまうものです。学校の社会的評判が下落してしまうと、それまで学校側はしなくてもよかった様々な対応に追われるようになり、忙しい職場はより忙しいものになります。

### 3.3.2. 学校に対する誤解や根拠のないうわさの広まり

学校側が、学校関係者に対してマメに正確な情報を提供しないと、周囲には学校に対する一方的な思い込みや誤解が生じやすくなります。根拠のないうわさが蔓延すれば、大きな混乱が起こったり、重要な意思決定において判断を誤ったりする可能性が高くなります。

### 3.3.3. 苦情・問い合わせの殺到

【2.2 学校は社会からの要請に応えているか？】でも述べたように、学校に直接関わりのない人々は、普段学校との接点に乏しいため、ちょっとした不安や疑問を募らせやすい傾向があります。ストレスが溜まれば、学校に対する厳しい批判や苦情として噴出することもあるでしょう。

一方、学校の入学予定者や転校希望者の保護者にとってみれば、合理的に不安を解消する場面がなければ、仕方なく何度も問い合わせの電話を入れてしまう、といった状況に追い込まれてしまいます。

### 3.3.4. 教育活動の無理解や無関心から生じる不利益

地域の学校は、周囲の支援と協力があってこそ成り立つもので、学校単独で教育活動を完結させることはできません。しかしながら、学校の教育活動に対する関心が著しく低かったり、理解が得られなかったりすれば、教職員や児童生徒の志気も下がりますし、学校関係者を説得するために、膨大な時間を費やさねばなりません。

広報活動は、学校の教育活動全般からみれば、補足的な役割であることには変わりはありませんが、学校関係者との良好な関係を維持しておくことで、コミュニケーションのリスクを減らし、円滑な学校運営へと導くことができます。

## 3.4. 広報の成長段階ごとの状態例と課題

【1.3 学校広報の成長段階】に述べた通り、学校広報には4つの段階があります。それぞれの段階の状態例と課題についてまとめます。なお、各段階で描かれる状態例は、あくまでモデルストーリーのひとつです。

### 3.4.1. レベル0 広報が全くない状態



#### 状態例

対外的な広報が全くない状況です。学校に立ち入ることのない学校関係者は、意図的に問い合わせをしない限りは、学校の状況を何も知ることができません。

#### 課題

学校外の関係者にとって、学校は著しく閉鎖的に見えます。学校関係者の抱く不安や疑問がストレスになれば、学校に対する不信感や批判につながります。

### 3.4.2. レベル1 認知



#### 状態例

学校だよりなど印刷配布物を中心とした活動で、保護者や児童生徒に対する広報が中心です。配布物は、もっぱら学校からのお知らせを意識して、定期的に、あるいは、行事やイベントの時に発行されます。ウェブサイトは情報担当者がたまに更新しますが、学校の基本情報は作りっぱなしで、3年前の情報がそのままになっていたり、半年に一度、6～7号分の学校だよりをまとめて掲載したりすることもあります。ウェブサイトのメールアドレスは、教頭がたまに確認しますが、1ヶ月前の問い合わせがそのまま放置されていることもあります。

#### 顕在的ステークホルダー

児童生徒は、連日数多くの印刷広報物を手渡されますが、実際に家庭まで確実に届く文書はそれほど多くありません。しかも、文書もレイアウトに問題があったり、形式的内容でつまらなかったりするので、真剣に読む機会があまりありません。たまに、学校評価のためのアンケート回答依頼がありますが、学校の様子は、授業参観や行事の時でないとは把握できないので、突っ込んだ内容が質問されていても、「分からない」にマルを付けるしかない、と考えてしまいます。

#### 潜在的ステークホルダー

学校に立ち入ることのない学校関係者は、年に数度更新される形だけのウェブサイトか、あるいは、校舎外に貼り出される掲示や回覧版に添付される学校だよりを読む程度しか情報を得る方法がありません。いずれの情報も、時節の挨拶や校内行事に関連した差し障りのない内容なので、学校の実態はよく分からない、という印象になりがちです。学校自身が提供する情報よりは、むしろ、近所や幼稚園の知り合いから聞くうわさ話の方に真実味を感じてしまいます。

#### 課題

学校側にとってみれば、ある程度の印刷物の発行実績になるので、広報は十分行っている、との認識になりがちですが、学校側は実際にどこまで情報が行き渡り、理解されているか、その実態についてはあまり把握していません。学校から提供される情報は極めて限定的なので、学校関係者が学校に対して過大な期待を持ったり、あるいは不信や誤解を持ったりしても、学校側にそれらを解消する積極的方法や情報がありません。

1. 学校広報とは何でしょうか？

2. なぜ学校広報が必要があるのでしょうか？

3. 広報活動の充実には学校に何をもちますか？

4. 具体的に何をすべきですか？

5. 設置者が配慮すべき事項

6. 学校広報と法律問題

### 3.4.3. レベル2 信頼



#### 状態例

学校の日常的な活動やエピソードを紹介するために、教職員の出来る範囲で、できるだけ毎日学校ウェブサイトを更新します。学校だよりなどの印刷配布物は、大半をPDF化して、発行と同時にウェブサイトにも掲載します。保護者の利便のため、給食献立表や行事予定表なども、月が始まる前には掲載します。修学旅行や宿泊研修など、保護者が直接立ち会えない行事の場合は、出先から携帯電話を用いて保護者向けに様子を知らせています。

#### 顕在的ステークホルダ

普段、学校の教育活動にあまり関われない保護者でも、学校ウェブサイトを通じて授業や行事の記事を読んだり、読んでいなかった文書も、大半がサイト経由でダウンロードできたりするので、いつでも学校の様子がよく分かる、と好評です。ただ、記事の書き手がいつも同じ人では、学校の全ての活動を把握するのは難しそうです。基本的に、学校は良くやってくれていると感じているので、学校評価のためのアンケートにも良い評価を付けたいのですが、評価の視点や学校の実績があまりにも膨大なので、全てを読んで回答するのは大変だな、と感じてしまいます。

#### 潜在的ステークホルダ

ウェブサイト到学校での様子が毎日のように掲載されるので、学校に直接足を運んだことがなくても、ある程度学校の状況が把握可能になります。ただし、入学や転入に必要な情報がすべて揃っているわけではないため、突っ込んだ情報を得ようと思うと、不足に感じる場合があります。また、地域の方は、ウェブサイトアクセスできる人ばかりではないので、情報が得られる人とそうでない人とのギャップが気になります。

#### 課題

学校広報が日常的に行われ、風通しが良くなることで、学校関係者との基本的な信頼関係が構築されます。ただし、広報担当者がいつも同じでは、学校全体を網羅したバランスの良い情報は必ずしも提供できません。また、その日あった出来事の積み重ねによって膨大な記事が集積されますが、この時点では、広報活動自体に計画性が伴わないので、記事を整理したり、要約したりといった高度な用途に用いることはできません。

### 3.4.4. レベル3 説得



#### 状態例

広範な学校関係者のニーズに応え、また、学校評価による組織改善の活動と連携させるため、学校経営方針に基づいて学校広報計画を立案し、計画的・体系的な広報活動を展開します。学校サイトと印刷配布物との連携が取られ、効率化がなされるので、多様な立場から様々な記録・記述が、毎日得られるようになります。広報のために記事を書くというよりは、むしろ、自分の教育活動の記録と振り返りのために書いた記事が蓄積・公開されるような自然な流れができます。広報活動の一環として、たとえば、入学予定者のためのガイドブックを作成したり、あるいは、学校評価の保護者アンケートに合わせて、学校の重点目標に即した根拠資料をまとめ直したりします。

#### 顕在的ステークホルダー

学校ならではの個性や地域にとってかけがえのない情報が学校内に蓄積されることで、学校に対する愛着やこだわりが形成されます。学校管理職の方針や組織態勢が明確化されることで、学校運営に対する信頼性が向上します。児童生徒が、学校での出来事を記事として投稿するようになり、保護者が、授業活動の記事にコメントを寄せるようになります。学校評価のアンケート実施の際は、学校の教育活動全般の課題や取り組みが整理して提示されるため、それぞれが根拠をもとにした正確な回答を行うことができるようになります。

#### 潜在的ステークホルダー

学校や地域の特徴や個性を良く表す内容が、ウェブサイトを通じて提供されることで、学校の魅力がよく伝わるようになり、実際に学校へ足を運んだり、学習成果を目にしたりする機会が得られるようになります。また、体系的な学校広報によって、ウェブサイトを利用しない人々も、学校公開日や行事の際に学校の様子を良く理解できるようになります。

#### 課題

学校の計画的・体系的な広報活動により、学校に膨大な記録・記述が蓄積され、合理的な広報媒体（広報手段）の選択が行われることで、活動自体がかなり効率化されます。学校関係者からの建設的な意見聴取や、教育活動への参加が促進される一方で、地域運営学校等における学校運営への意思決定参画に必要な機会や機能が、新たに求められるようになるでしょう。

1. 学校広報とは何でしょうか？

2. なぜ学校広報を必要とするのでしょうか？

3. 広報活動の充実には学校に何をもちますか？

4. 具体的に何をすべきですか？

5. 設置者が配慮すべき事項

6. 学校広報と法律問題



### 3.4.5. レベル4 協働



#### 状態例

地域運営学校等における学校関係者の意思決定参画と学校教育活動への参加を強化するため、広報体系の情報共有や対面協働を中心とする部分が大幅に拡張されます。広報と校務のシステムが連携し、ほとんどの家庭では、オンラインのパーソナル・サービスを通じた子どもたちの学習計画・授業進捗・学習成果の参照、もしくは、学校運営に必要な情報共有や意見聴取が可能になり、関係者との連絡が円滑に行えるようになります。

#### 顕在的ステークホルダ

体系化された広報が良好に機能することで、情報伝達はほぼオンラインか紙媒体で完結するようになります。保護者会や懇談会といったイベントは、貴重な場所と時間を共有するために、ワークショップやアイデア・ミーティングなどの体験や意見検討等をおもな目的とした、建設的な情報共有の場となります。学校関係者は、学校運営のよきパートナーとして、学校の教育活動を深く理解し、関与するようになります。

#### 潜在的ステークホルダ

学校運営に関する様々な情報が体系的にオンライン上で取得できることで、外部透明性が向上します。オープンで活気ある雰囲気にあわせて、教育活動に協力する卒業生や一般社会人が増えるでしょう。

## 4. 具体的に何をすべきですか？

学校広報の初期段階でよく聞かれる疑問としては、「どこから手をつけるべきか、よく分からない」「どの程度までやるべきか」「活動の見通しが立たない」といった事があげられます。本章では、学校の実情をチェックして、無理のないステップから学校広報を進めましょう。先に示した通り、学校広報としては4つのレベルがありますが、本ガイドはレベル3までをおもに解説します。

### 4.1. 学校広報の現状を確認する

前章で述べたように、学校広報の目標には段階があります。学校に基礎固めができていない状況で高いレベルをいきなり目指すのは困難です。

まず、手始めに、学校で現在展開している学校広報活動について検討します。レベルごとの該当数がいくつになるか数えてみてください。おおむね満足できているレベルは満たしている、と考えて良いでしょう。

#### 4.1.1. 学校広報活動のチェックリスト

##### レベル1 認知



- ☒ 学校要覧や学校ウェブサイトに掲載すべき新年度の基本情報は、4月中におおむね更新し終えている。
- ☒ 学校管理職の学校運営方針が、広報物にきちんと分かりやすく示されている。
- ☒ 教育委員会等で学校ウェブサイトに公開推奨されている情報は、ほぼ網羅・掲載されている。

##### レベル2 信頼



- ☒ 週3日以上何らかの形で、学校ウェブサイトを更新している。
- ☒ 修学旅行や運動会などの行事では、携帯電話等を用いて現地から速報を行うことがよくある。
- ☒ 給食レポートや授業記録など定型化された記事パターンがあり、頻繁に掲載されている。

##### レベル3 説得



- ☒ 学校の年間スケジュールにあわせて、計画的に広報活動を行っている。
- ☒ 新入生や転入生のための学校ガイドブックを編纂・配布している。
- ☒ 広報コンテンツには、学校や地域ならではのこだわりや独自性がある。
- ☒ 日常的広報で得られた膨大な記事を整理・要約し直して、資料化している。

1. 学校広報とは何でしょうか？

2. なぜ学校広報を必要とするのでしょうか？

3. 広報活動の充実には学校に何を求められますか？

4. 具体的に何をすべきですか？

5. 設置者が配慮すべき事項

6. 学校広報と法律問題



#### 4.1.2. 学校広報体制のチェックリスト

##### レベル2 信頼



- ☒ 学校広報に関わる校務分掌が規定されている。
- ☒ 学校広報に関する学校管理職の方針が明確である。
- ☒ 学校管理職が、広報活動に積極的に関与している。

##### レベル3 説得



- ☒ 複数の教職員が、日常的な広報活動に関与している。
- ☒ 児童生徒が、学校広報活動の一部を担っている。
- ☒ 学校経営方針と合わせて学校広報計画を策定している。
- ☒ 様々な広報手段について組織としての一貫性が保たれるように工夫している。

#### 4.1.3. 学校関係者との関係チェックリスト

##### レベル2 信頼



- ☒ 印刷配布物の一部は、自治会回覧板に添付したり、各戸に配布したりしている。
- ☒ 校外での学校に対する評判や噂に配慮している。

##### レベル3 説得



- ☒ 校舎外の掲示物や看板類が、すべてどのようなになっているか把握している。
- ☒ 来校者に対して、広報活動に関する評価や意見を聞くことがある。
- ☒ 保護者や地域に対して、広報活動全般に関するアンケートを実施している。
- ☒ 関係者に対して実施したアンケートについては、傾向やポイントを整理して後日報告している。



## 4.2. レベル1 認知 学校広報の基礎を整える

レベル1 認知段階は、学校に対する関心を喚起する一時的・局所的な広報を指します。現在のところ、多くの学校がこの段階に位置していると言えます。ただし、学校広報活動本来の目的からすれば、宣伝（salesmanship）と呼ばれるこの段階に留まることは望ましくありません。

このレベルでは、まず、学校広報の基礎を整えるために、対外的な文書としては、最も基本的な学校要覧と、対外的な情報提供手段としては、唯一学校自身が編纂可能な学校ウェブサイトの基本について扱います。

### 4.2.1. レベル1 認知段階広報の目標

レベル1 認知段階の目標は、外部からも学校の概要がおおよそ把握できることにあります。具体的には次の3点すなわち、①しかるべき時期に、組織の対外的説明に必要な基礎情報が網羅されていること、②学校の特徴や運営方針が明らかにされていること、③教育関係者以外の人々にも分かりやすいことです。

### 4.2.2. レベル1 の広報要件

レベル1 認知段階で行われるのは一時的・局所的広報ですが、しかるべき時期にしかるべき内容の広報がなされていることがきわめて重要です。そもそも対外的な情報提供場面が限られているので、重要なタイミングに遅れたことが発覚すると、学校側の怠業ととられ、学校関係者に良くない印象を与えてしまいます。

学校要覧、学校ウェブサイトともに重要なのは、年度始まりの4～5月です。学校管理職の交代、教職員の異動、学校基本調査関連の数値など、まとめて更新すべき項目がいくつか発生しますが、これらを放置したままにしておくと、学校外から問い合わせをする際に支障をきたします。

あくまで一時的・局所的広報にとどめるなら、校内に特別な体制を作らなくても対応可能ですが、それでもなお、極端に業務の集中しやすい時期があることを、念頭に置いておくべきでしょう。

### 4.2.3. 学校要覧

学校要覧とは、「個々の学校が、学校の教育計画や経営計画の概要等をわかりやすくまとめた小冊子であり、年度ごとに作成されている文書」\*7です。学校要覧は、学校に備えるべき表簿のひとつとして、学校教育法施行細則第7条に定められていますが、具体的な項目内容にまで踏み込んだ記述はありません。では、学校要覧はどのように作るべきでしょうか。本項では、宮城県教育研修センター（2006）\*8の調査研究の結果を紹介し、学校広報としての方策を考えます。

\*7 安彦忠彦（2004）現代学校教育大辞典，ぎょうせい

\*8 宮城県教育研修センター（2006）学校評価「みやぎの学校改善」の手引～学校評価を取り入れた学校要覧を通して～，[http://www.edu-c.pref.miyagi.jp/longres/H17\\_A/pdf/hyouka/alltebiki.pdf](http://www.edu-c.pref.miyagi.jp/longres/H17_A/pdf/hyouka/alltebiki.pdf)

## 学校要覧の用途と意義

学校要覧は、学校広報としては顕在的ステークホルダ（学校側が直接認識可能な相手）を対象としたもので、フォーマルな案内文書として来校者に手渡されることが多い反面、身近な保護者や児童生徒はあまり目にする機会がありません。このため、内容は前例の踏襲で形式的になりやすい傾向があるようです。

ただし、学校要覧は、そのまま学校ウェブサイトの基本情報にもなるので、学校実態を全く知らない人にとっては、学校の第一印象と評価を決める重要なアイテムになりうることを認識しておくべきでしょう。

## 学校要覧のおもな内容構成

宮城県教育研修センター（2006）が県内で行った学校要覧調査研究によると、学校要覧のページ数は小中学校の60%以上が4もしくは8ページ構成ですが、小学校の20%程度中学校の約30%以上は10ページ以上で作成されています。一方、高等学校の学校要覧ページ数は、小中学校と比較するとかなり多く、22～40ページにも及びます。

同調査研究は、また、学校要覧の掲載項目と内容についてもまとめています。表3によると、学校要覧の共通要素には、①学校概要 ②学校経営 ③教育課程の3領域の項目が掲載されていることが分かります。

表3 小・中・高等学校の学校要覧に共通する掲載項目とその内容

| 領域   | おもな掲載項目 | おもな内容                      |
|------|---------|----------------------------|
| 学校概要 | 学校所在地   | 住所、電話番号、FAX、学校ウェブサイト URL 等 |
|      | 校歌      | 歌詞、楽譜                      |
|      | 校章      | 校章図、校章の由来                  |
|      | 沿革史     | 年月日、できごと、校長名等              |
|      | 児童生徒数   | 学年・学級・男女別児童生徒数             |
|      | 校舎平面図   | 教室・校舎配置図等                  |
|      | 教職員一覧   | 職名、氏名、教科、担当学年等             |
|      | 校務分掌図   | 校務分掌と担当者                   |
| 学校経営 | 経営基本方針  | 学校経営の全体像                   |
|      | 学校教育目標  | 教育活動全体で目指すべき方向             |
|      | 重点努力事項  | その年度の短期的な目標と手だて            |
| 教育課程 | 時程表     | 日課表                        |
|      | 年間時数    | 教科、学年別授業時数、学年、教科別単位        |
|      | 行事予定    | おもな学校行事予定                  |

出典：宮城県教育研修センター（2006）に一部加筆

さらに、通学区域が限られることから、地域社会との関連が強い小中学校では、表4のような特徴的な内容が掲載されています。

表4 小・中学校の学校要覧特有の掲載項目とその内容

| 領域   | おもな掲載項目 | おもな内容           |
|------|---------|-----------------|
| 学校概要 | 地域の概要   | 位置、歴史、地域住民等の実態等 |

出典：宮城県教育研修センター（2006）

一方、表5の高等学校の学校要覧には、小中学校よりも多くの項目が掲載される傾向があります。特に生徒領域や進路領域に關係する内容が豊富であることから、入試資料を意識した構成になっていることが分かります。

表5 高等学校の学校要覧特有の掲載項目とその内容

| 領域   | おもな掲載項目 | おもな内容              |
|------|---------|--------------------|
| 学校概要 | 学校付近略図  | 略図、最寄りのバス停や駅       |
|      | 図書館     | 学校図書館の配置図、蔵書数      |
|      | 校内諸組織   | 自衛消防組織等            |
|      | 校内委員会   | 委員会名、氏名、担当部等       |
| 学校経営 | 各部努力事項  | 分掌部別努力目標とその手だて     |
|      | 学年努力事項  | 学年別努力目標とその手だて      |
| 教育課程 | 教科書     | 使用教科書一覧            |
| 生徒   | 部活動登録数  | 部活動別人数             |
|      | 出身中学校   | 出身中学校・学科・コース・男女別人数 |
|      | 通学状況    | 通学方法・通学時間・学年・男女別人数 |
|      | 生徒会     | 組織図                |
|      | 卒業生徒数   | 年度・学科・コース別卒業生数     |
| 進路   | 進路状況    | 男女別進学、就職者数         |
|      | 合格状況    | 大学別進学者数            |
|      | 就職状況    | 就職先別人数             |

出典：宮城県教育研修センター（2006）

1. 学校広報とは何でしょうか？

2. なぜ学校広報をしなければならないのでしょうか？

3. 広報活動の充実には学校に何をもちますか？

4. 具体的に何をすべきですか？

5. 設置者が配慮すべき事項

6. 学校広報と法律問題

## ウェブサイトの併用と掲載情報の絞り込み

学校要覧は、法律上必要な文書ですが、限られた紙面で詳細情報の全てを網羅するのは無理があります。ページ数をむやみに増やすと、編集改訂作業や印刷にかかる時間・コストが際限なく増えてしまうばかりか、来校者に紙の束を大量に渡すことで、持ち運び・保管・廃棄に負担をかけ、紙の省資源化にも役立ちません。

最近では、人々は込み入った情報を知りたい時にウェブ検索を使うのが一般的ですから、紙の学校要覧で全ての情報を提供する意義は、以前と比べればかなり減ったといえます。ウェブサイトを経営している学校の場合、学校要覧は来校者が必要とする情報、もしくは、ウェブサイトには直接記載できないような内容のみに絞り込み、それ以外の詳細情報はウェブサイト側に掲載すれば、学校要覧自体をかなりコンパクトにできるでしょう。当然、この場合は学校ウェブサイトの URL を学校要覧の目立つ位置に掲載し、詳細情報がウェブサイトから得られることを明示しておく必要があります。

## よき第一印象と分かりやすさのための工夫

学校要覧に対する来校者の第一印象は、掲載情報量の多さよりは、むしろ、分かりやすさとレイアウトの巧みさによって決まる、と言っても良いでしょう。これらを工夫するポイントについて、いくつか指摘します。

- 表紙には校舎写真を掲載する事例が多いのですが、むしろ、学校の特徴をよくとらえる写真等イメージを効果的に用いたほうが、読み手の印象を強くします。
- 来校者は教育関係者とは限りません。むしろ、そうでないことを前提に、一般的でない教育用語や専門用語は平易な言葉に改めます。
- 来校者の大半は、学校要覧に十分に目を通すだけの時間の余裕がありません。文章はなるべく短く簡潔に表します。学校の特徴や経営方針を的確に伝えるために、学校独自のキャッチフレーズやキーワードを効果的に用いるのも良いでしょう。
- 紙面に欲張って情報を盛り込まないようにします。文字ポイントを下げたり、行間を詰め過ぎたりすると、視認性が低下します。
- 内容的に本質的でない飾り罫・枠線・網掛け・挿絵イラスト等は用いないようにします。扱う書体の数も最低限にします。これらを使えば、見た目は賑やかになりますが、読む側に雑然とした印象を与えてしまいます。



#### 4.2.4. 学校ウェブサイト

学校ウェブサイト\*<sup>9</sup>とは、学校に関する情報を取りまとめたホームページであり、通常、学校側が直接管理運営するものを指します。文部科学省による毎年恒例の学校情報化等の調査\*<sup>10</sup>には、学校ホームページ保有率の結果が含まれており、これまでは教育情報化の一環として、学校ウェブサイトの運営が推奨されてきました。

しかしながら、情報社会の進展に伴い、学校ウェブサイトは、より実証的な価値を持つようになっています。文部科学省（2008b）「学校評価ガイドライン」では、積極的な情報提供について、特に「ホームページを活用した情報提供」の項目を設けていることから、有力な情報提供手段として期待していることが分かります。

#### 学校ウェブサイトの用途と意義

学校ウェブサイトの最大のメリットは、学校に関心のある人であれば、「誰でも・いつでも・どこからでも・どれだけでも」情報参照することが可能なことです。

学校広報の対象としては、潜在的ステークホルダー（学校側が必ずしも対象を明確に認識できない相手）にまで到達可能なメディアとして、唯一にして最強の手段といえます。また、顕在的ステークホルダー（学校側が直接認識可能な相手）に対しても、他のメディアと効果的に使い分けや連携を図ることで、広報の効果を数倍に高めることができます。

顕在的・潜在的いずれにせよ、学校のステークホルダーがその時々で必要とする情報の種類や量は様々なので、すべてを印刷して膨大な紙資料を手渡すよりは、むしろ、それぞれのニーズに応じて、情報を引き出してもらう方が効率的といえます。

学校ウェブサイトは、運営側にも大きなメリットがあります。印刷資料のように紙面の制限を受けることがなく、カラーの素材も柔軟に扱うことができます。また、印刷や配布といった手間をかけずに、いつでも最新の情報が提供可能という点も見逃せません。

#### 学校ウェブサイトのおもな内容構成

レベル1 認知段階の学校ウェブサイトは、学校要覧とほぼ同等の内容で、学校の要約情報を正確に伝えるものと考えてよいでしょう。ちなみに、全日本小学校ホームページ大賞（通称：J-KIDS大賞）2009では、①基本項目、②年次更新項目、③月次更新項目の3つに分けて基礎的選考項目を設定しています。ウェブサイト特有の情報として、ホームページ運営方針や自治体教育委員会の運営ガイドラインが項目として入っていることに留意してください。

\*<sup>9</sup> ホームページは元来トップページのみを指す言葉なので、本ガイドでは全体を示すため、あえてウェブサイトと呼びます。

\*<sup>10</sup> 文部科学省（2009）学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果，  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/1286417.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1286417.htm)

1. 学校広報とは何でしょうか？

2. なぜ学校広報をしなければならないのでしょうか？

3. 広報活動の充実には学校に何をもちますか？

4. 具体的に何をすべきですか？

5. 設置者が配慮すべき事項

6. 学校広報と法律問題



表 6 全日本小学校ホームページ大賞 2009 の基礎的選考項目（一部）

| 区分   | 掲載事項           | 区分     | 掲載事項           |
|------|----------------|--------|----------------|
| 基本項目 | 学校正式名称         | 年次更新項目 | 学校統計（学年別児童数）   |
|      | 所在地および電話連絡先    |        | 教職員名簿（分掌および担任） |
|      | メールアドレス        |        | 教育目標・グラウンドデザイン |
|      | アクセスマップ・交通手段   |        | 学校評価情報         |
|      | 校歌             |        | 年間行事予定         |
|      | 校時表（時間割または日課表） | 月次更新項目 | 行事予定           |
|      | HP 運営方針・ガイドライン |        | 給食献立           |
|      | 沿革・学校の歴史       |        | 印刷物：学校だより      |
|      | 学区・地域（校外）紹介    |        | 印刷物：PTA 広報物    |
|      | 保護者向け防災危機対応情報  |        |                |

出典：筆者作成

### トップページの構成について

学校ウェブサイトは、不特定多数が閲覧することを前提に設計すべきですが、特に、大半の閲覧者が最初に到達するトップページは、玄関と同じなので、ページの出来映え次第で、学校の第一印象は大きく変わるもの、と考えてください。特に、トップページに関して留意すべき点を以下に述べます。

- 閲覧者のおそらく半数以上は、連絡を取りたいと思って電話帳代わりにアクセスします。したがって、①学校正式名称（公立校は市区町村を省略しない）②所在地 ③電話番号 ④メールアドレス の4点は、必ずトップページに掲出します。
- ややテクニカルですが、トップページのタイトルタグ（閲覧者のブラウザウィンドウ上部に表示される）には、学校正式名称を記載するのが原則です。Google 等巡回型検索サービスにとって、タイトルタグは、内容を類推するための最重要ヒントになります。
- トップページには、学校の特徴をよく表す写真イメージを掲載すべきです。学校要覧と同様、学校ウェブサイトのトップもひとけのない校舎写真が多いのですが、そもそも閲覧者は校舎が観たくてアクセスしている訳ではありません。
- トップページの内容は、殺風景過ぎず、詰め込み過ぎず、適度なぎわいが感じられるようにします。色・マーキー・Flash コンテンツ等は、できるだけ抑制的に使うようにしましょう。
- ネットの世界では、情報の鮮度が重要な意味を持ちます。多くの閲覧者は、新しい記事から読もうとするので、先ほどの4点に加えて、⑤最終更新日 ⑥新着情報（記事へのリンク）を設けた方が親切です。



## ウェブサイト設計・運営上のヒント

レベル1 認知段階の学校ウェブサイトは、年間12回程度の更新を前提に記述していますが、実は更新のタイミングが少ないほど、設計・運用上留意すべき点が増えます。以下に数点指摘します。

- ウェブサイトの更新回数がどんなに少なくても、トップページに掲出したメールアドレスのチェックは、毎日怠らないようにしましょう。一般社会人の常識では、出したメールの返事はその日のうちに来るのが当たり前です。
- レベル1のウェブサイトは、おそらく情報担当の教員が個人で担当するケースが大半でしょう。個人管理のウェブサイトは、引き継ぎがきわめて困難になるので、サイト構成は、できるだけシンプルに分かりやすくします。
- 個人管理の学校ウェブサイトは、学校や地域のカラーより、個人の趣味が前面に出やすくなります。設計や更新にあたっては、あくまで組織のウェブサイトであることを常に問うこと、周囲のコンセンサスを得ることが重要です。
- 教育委員会等からの公開推奨情報（学校評価資料等）の依頼がある場合は、できるだけ速やかに対応することが必要です。文章をすべてHTMLに置き換えることが困難ならば、スキャナとPDF \* 11 を用いて掲載することも考えましょう。
- 万が一、学校が事故・事件・不祥事等の当事者になった場合は、ウェブサイトへのアクセスが急増します。その際は放置したり、ウェブサイトを閉鎖したりするのではなく、できるだけ速やかに、トップページに、学校管理職から事態に関する認知と報告を兼ねた文書を掲出することが必要です。

### 4.3. レベル2 信頼 学校の日々をありのまま伝える



レベル2 信頼段階は、学校から日常的な活動やエピソードの情報が頻繁に提供され、保護者・地域をはじめとした学校関係者との信頼関係が構築される、日常的広報を指します。レベル1の段階を満足した学校が次にチャレンジする段階であり、多くの学校がその入口に位置していると言えます。

このレベルでは、日常的広報を実現するために、学校ウェブサイトを中心とした効率的な広報活動の運用方法について述べます。

\* 11 最新版の Microsoft Office2007 は一度プリントアウトしなくても、アプリケーションから直接 PDF を出力することが可能です。

1. 学校広報とは何でしょうか？

2. なぜ学校広報をしなければならないのでしょうか？

3. 広報活動の充実には学校に何をもちますか？

4. 具体的に何をすべきですか？

5. 設置者が配慮すべき事項

6. 学校広報と法律問題

### 4.3.1. 学校関係者が必要とする情報とは

平成 20 年に実施した、就学児童生徒の保護者・一般社会人計約 1500 名を対象としたアンケート調査（豊福晋平 2009a）\* 12 では、学校からの情報提供に求める重要度を尋ねました。

図 5 のとおり、回答分布で重要度の高い順に並べると、「**情報内容が誠実であること**」「**情報の鮮度が高いこと**」「**情報内容が詳細であること**」「**授業行事など普段の教育活動に関わる情報が充実していること**」の 4 項目が上位を占めています。

すなわち、学校関係者が求めているのは、普段の“地味でベタな情報”が誠実に、かつ、高頻度で詳細に伝えられることだと言えます。これらの条件をすべてかなえることができるのは、情報の発信源である学校の当事者だけです。

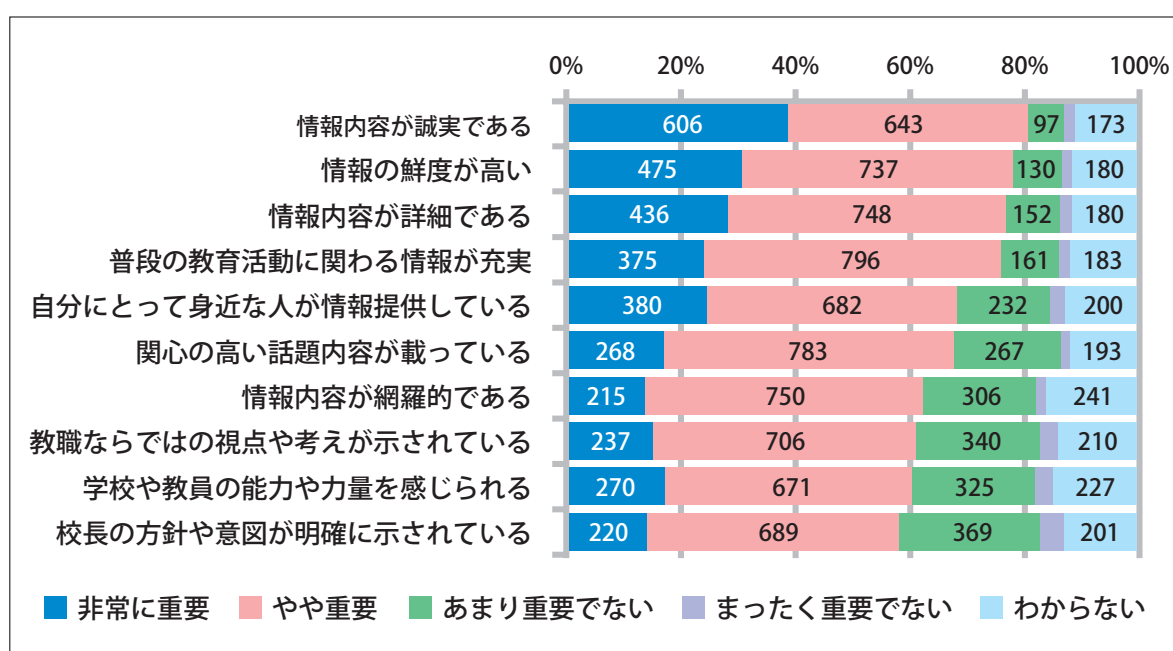


図 5 学校広報に求める各項目の重要度

出典：豊福晋平（2009a）

### 4.3.2. レベル 2 信頼段階広報の目標

レベル 2 信頼段階の目標とは、学校と学校関係者との信頼関係を形成し、学校関係者の学校の教育活動に対する関心度や満足度が向上することです。具体的には、次の 4 点、すなわち、①学校ウェブサイトなどのオープンなメディアを用いて、②学校の当事者が、③日常的かつ高頻度に学校の“地味でベタな情報”を提供し、④印刷配布物の大半がウェブサイトからダウンロード可能にすることで、日常的な教育活動を積極的に社会に対して明らかにします。

\* 12 豊福晋平（2009a）一般社会人を対象とした学校広報に関するオンライン意識調査，日本教育工学研究報告集 JSET09-2 pp.93-100.

### 4.3.3. 日常的広報の要件

レベル2の日常的広報で最も重要なことは、最低でも週3日、できれば学校稼働日は毎日、学校管理職もしくは教職員が、学校ウェブサイトの更新を行うことです。

このレベルでは、まず学校の日常を高頻度に伝える事が重要なので、掲載する文章や写真に凝る必要はなく、短く簡潔なものでも構いません。どんなに“地味でベタな情報”であっても、新鮮であれば、その場に居合わせることでできない学校関係者にとっては十分価値があります。

日常業務のなかで無理なく情報を更新するために、ブログやCMS\*13等の効率的ウェブサイト管理方法や、迅速な更新決裁の方法を整備する必要があります(詳細は5章で述べます)。また、ウェブサイト運用にはそれなりの負荷がかかるので、学校管理職の積極的な参与が欠かせません。

### 4.3.4. 高頻度の更新でリピーターを獲得する

直接手渡しされる印刷配布物とは違い、インターネットのウェブサイトの場合は、閲覧者の興味関心から能動的にアクセスされる必要があります。大半の学校ウェブサイト運営者にとっての悩みは「せっかく更新しても見てもらえない」ことですが、閲覧する側から考えれば、月に1度変わっているかどうか分からないようなウェブサイトを毎日繰り返し訪れる方が不自然といえます。

繰り返しウェブサイトを閲覧してもらうには、相応の更新頻度が必要です。保護者の場合、最低でも週3回程度、できれば毎日の更新がないと、リピーターは増えません。

では、学校ウェブサイトの閲覧頻度はどのように増えるのでしょうか。ここに興味深いデータがあります。図6は、東京都内のある小学校で月1回程度の更新(2007年10月時点)から、ほぼ毎日更新体制(2007年11月以降)へウェブサイトに移行した際、前後で保護者のウェブサイト閲覧頻度をアンケートで尋ね、その後の傾向を3年間追跡したものです。これによると、一度も見たことがない人の割合は大幅に減るもののゼロになるわけではなく、一方、月に数回以上頻繁に閲覧する人の割合は60%前後で安定することが分かります。つまり、ウェブサイト을設けたからといって、全員が必ず見るわけではないが、特に関心や意識が高い20%の保護者、まあまあ関心のある保護者までを含めると、約60%を捉えられるようになります。

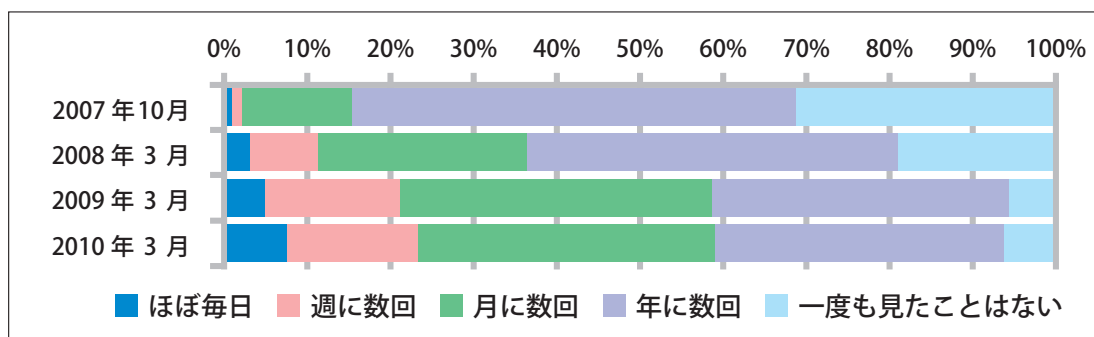


図6 日常的広報に移行した学校ウェブサイトの保護者閲覧頻度の推移

出典：筆者作成

\* 13 CMS: Content Management System

1. 学校広報とは何でしょうか？

2. なぜ学校広報をしなければならないのでしょうか？

3. 広報活動の充実には学校に何をもちますか？

4. 具体的に何をすべきですか？

5. 設置者が配慮すべき事項

6. 学校広報と法律問題

## 高頻度の日常的広報には CMS が有効

CMS (Content Management System) とは、ウェブサイトを作成するテキストや画像などを統合的に体系的に管理するシステムを指します (豊福ほか 2008)\* 14。ブログも CMS の一種です。

特に、学校向けに開発された CMS を用いると、①チームワークによる分担が前提、②記事投稿はウェブ上で簡単に済ませられる、③管理職決裁を電子的にスピーディに行える、④維持管理や引き継ぎが容易、といったメリットがあります。

従来のウェブサイトは管理が煩雑でしたが、CMS であれば、ウェブページを閲覧・検索できる程度の初歩的なスキルがあれば、簡単に記事投稿ができ、さらに、記事入力から決裁を経て公開されるまで、最短で5分程度。このため実際に導入された自治体では、更新頻度が数倍から数十倍に達しているケースもあります。

学校側の負荷を軽減しつつ、効果的に継続運用を行うためにも、CMS を積極的に導入検討する意義があるといえます。



図 7-8 CMS で構成運営されている学校ウェブサイトの例

出典：東京都世田谷区立玉川小学校・大阪府堺市立宮山台小学校

\* 14 豊福ほか (2008) 学校サイトに適したハイブリッド型 CMS の開発, 日本教育工学研究報告会 JSET08-1 pp.227-232.



#### 4.3.5. 社会に対する窓を広く開けておく

レベル2の広報活動を展開する上できわめて、重要な事は、オープンなメディアを用い、原則としてアクセスに制限を設けないことです。

**[1.5 学校広報の対象]** で述べたように、広報の対象は保護者・児童生徒に留まらず、広く社会に及びます。学校の良き教育活動のためには、社会の良き関心と理解を必要とします。その意味で、直接相手が認識できなくとも、学校はつねにその活動や姿勢について問われているのだ、という意識を持ちたいものです。

掲載情報が豊富になれば、個人情報や肖像権の保護という観点から、パスワード等のアクセス制限に対する要望が高まることも予想されますが、それでもなお、以下の2つの理由から、アクセス制限には慎重であるべきです。①特定対象のみに閲覧を制限すれば、対象以外を拒絶する強い意思表示になり、拒絶された相手は疎外感を抱きます。これでは、広く学校に対する信頼を得るという目標と相容れません。②一度アクセス制限を設けると、制限は際限なく広がってしまう傾向があります。アクセス制限だらけのウェブサイトは、広報価値を著しく低下させてしまうでしょう。

#### 4.3.6. 当事者が更新する

学校の日常的な話題を最もよく知るのは、やはり、教職員・学校管理職なので、他人任せにせず、当事者が記事を書くべきです。忙しい現場にあって、「デジカメの写真撮影ならなんとかできるが、文章までは手が回らない」という意見はもっともですが、仮に、他人に写真だけを手渡して記事にしてもらっても、その人はその場のエピソードを経験していない訳ですから、当事者より良い記事を書くことはできません。余裕がなければ、授業者自ら授業を記述することは困難ですが、学校管理職が各教室を巡回して、授業の様子をレポートし続けている学校もあります。

1. 学校広報とは何でしょうか？

2. なぜ学校広報を必要とするのか？

3. 広報活動の充実には学校に何を求めますか？

4. 具体的に何をすべきですか？

5. 設置者が配慮すべき事項

6. 学校広報と法律問題



#### 4.3.7. 継続的に更新できる話題からはじめる

レベル2 広報活動の最初は、記事のネタ探しに苦労するものです。記事充実のためのヒントをいくつか述べます。

- 日常的広報の先行事例では、まずは、毎日の定型記事を充実させる学校が多いようです。保護者ニーズの高い給食紹介はその典型です。あるいは、校舎改築の進捗、栽培飼育の経過などを定期的に取り上げる学校があります。
- 学校の日常とは、当然良いことばかりではありません。ポジティブな記事ばかりでは、学校の実態を伝えていることになりません。学校側としてネガティブな側面を扱う事に躊躇するのは当然ですが、学校関係者には、学校の実態を正確に知ってもらい、課題意識を共有することもまた大切なことです。
- ウェブサイトの担当者が孤軍奮闘するのは良いことではありません。学校の日常を幅広く知らせるのがもともとの目的ですから、記事内容の偏りや文章の質が気になるようになったら、ぜひ次のレベルにチャレンジしてください。
- 毎日更新されることは大切ですが、更新頻度にこだわり過ぎると、本来の目的が疎かになります。更新の履歴を稼ぐために、一つの記事を数回に分割して掲載したり、学校の日常とは関係のない個人的なエピソードを掲載したりするようでは、かえって周囲の評価を下げてしまいます。
- 6章で詳しく触れますが、広報物に児童生徒の写真や文章・作品等を掲載するにあたっては、事前に保護者から承諾を得ることが強く推奨されます。その都度では手続きが煩雑になるので、年度初めに手続きを行っておくことが望ましいでしょう。

#### 4.3.8. チャンスを活かしてウェブサイトへ誘導する

様々な学校関係者に対し、学校ウェブサイトの活動を周知するのは簡単なことではありませんが、各地では次のような取り組みがあります。

- 学校だより等、主要な印刷配布物に、繰り返し学校ウェブサイトの URL を記載します。
- 保護者会や懇談会の際に、パソコン室を解放したり、玄関口にノートパソコンを設置したりして、気軽に学校ウェブサイトを開覧してもらう機会を設けます。
- 児童生徒が親元を離れる修学旅行や宿泊研修など、保護者が積極的に情報を知りたいと思う機会を有効に活かします。行事の途中経過を携帯電話等でブログ中継すれば、普段の数十倍のアクセスを得ることができます。
- 学校からの印刷配布物を、速やかに PDF 化して、学校ウェブサイトに掲載します。たとえ、家庭に印刷物が到達していなくても、保護者の勤め先でも、必要な情報がいつでも得られるので、利便性は著しく向上します。

#### 4.4. レベル3 説得 学校広報を体系化する

レベル3 説得段階は、学校広報が組織的に体系化されるとともに、学校関係者の学校に対する愛着やこだわりが形成されます。このレベルに取り組む学校は、すでにレベル2 信頼段階において、学校関係者との間に信頼関係を構築し、学校の日常的な活動に関する膨大な情報蓄積を持っていることが前提となります。

このレベルでは、学校広報の体系化と、学校への愛着とこだわりを形成する広報の方法について述べます。

##### 4.4.1. 戦略的広報の意義

レベル3 説得段階以上の学校広報は“戦略的広報”と位置付け、レベル2 以下とは区別して扱います。レベル2 までは、学校広報の対象を潜在的ステークホルダにまで拡張し、学校の日常を理解してもらうこと、相互の信頼関係を構築することに意図がありました。レベル3 以上は、学校関係者との信頼関係をベースにしつつ、顕在的ステークホルダとの絆や双方向性を強化することで、よりよい学校づくりのための協働関係を作ることにより意義があります。

学校づくりのための協働関係とは、学校評価（自己評価・学校関係者評価を含む）や、各地で広まりつつある地域運営学校型の学校運営に即したもので、学校経営に踏み込んだ、よりタフな関係を前提としています。

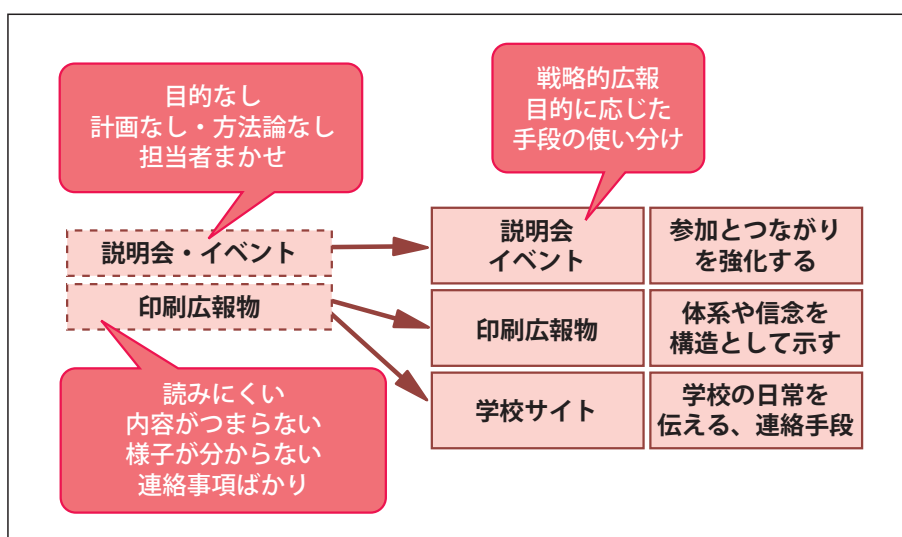


図9 学校広報体系化の意義

出典・著者作成

従前の広報活動の大半は、学校だよりや学校ウェブサイトといったメディアに付随した業務が形式化したもので、半ば本来の目的や意味が失われたり、変化したりしています。戦略的広報の戦略的たる意義は、学校組織としての明確な体系と見通しがあることですから、目的に応じてメディアを合理的に使い分けることが重要です。

1. 学校広報とは何でしょうか？

2. なぜ学校広報を必要とするのでしょうか？

3. 広報活動の充実には学校に何を求めますか？

4. 具体的に何をすべきですか？

5. 設置者が配慮すべき事項

6. 学校広報と法律問題

#### 4.4.2. レベル 3 説得段階広報の目標

レベル 3 説得段階の目標とは、体系立てた広報活動によって、学校関係者の学校の状況に対する深い理解と支持を得ることで、学校運営に対する積極的・建設的な問題提起や意見表明を促すことです。具体的には、次の 4 点、すなわち、①学校運営方針に基づいた学校広報計画を策定し、体系的に運用すること、②広報活動の質的向上をはかること、③学校への愛着やこだわりを形成する活動にシフトすること、④学校の現状や課題を分かりやすく構造的に提示することです。

#### 4.4.3. 学校広報の体系化

学校広報体系は、①企画、②働きかけ、③評価の 3 つから成り立ちます。それぞれについて簡単に述べます。なお、これらを十分機能させるために必要な環境整備や支援については、**[5. 設置者が配慮すべき事項]** で詳しく述べます。

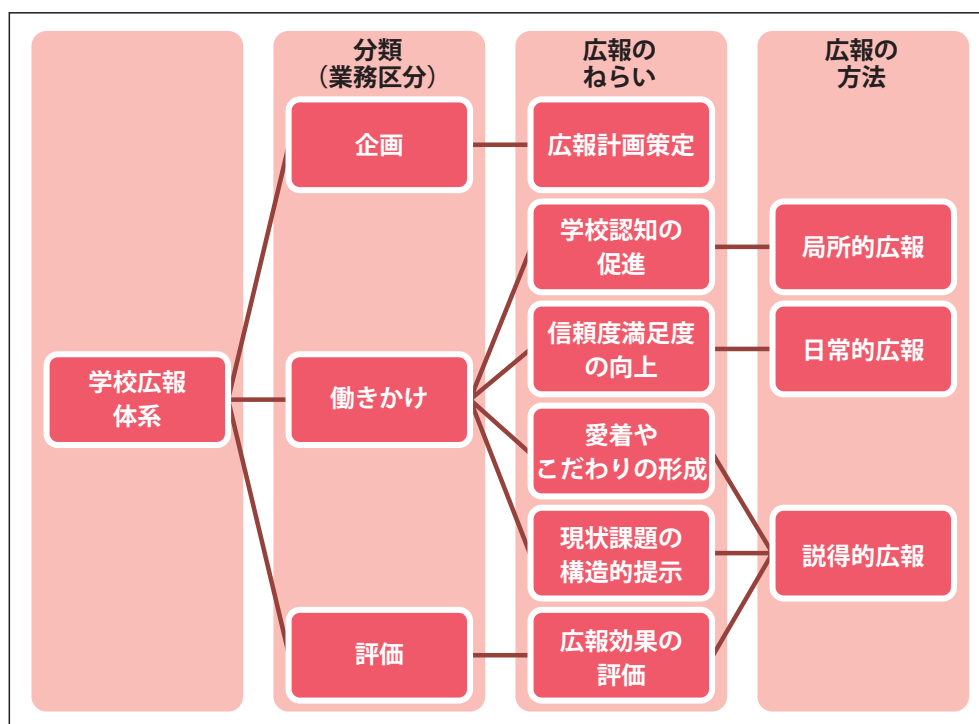


図 10 学校広報のマネジメント・フロー体系

出典：著者作成



## 学校広報の企画：学校広報計画の策定

企画区分では、学校経営方針に従い、年度初めに学校広報計画を策定します。計画の要件を以下に示します。

### ①広報方針

1年後の目標設定（具体的数値目標）

### ②関連情報

学校で手段として活用できるメディアの選定と特徴

教職員に求められるスキル（必要に応じてスキル目標・スキル育成計画）

### ③広報計画詳細

広報内容と年間広報スケジュール

必要作業および作業時数の見積り

体制構築と役割分担

管理方法のルールづくり（掲載承認の方法等）

### ④広報評価計画

達成基準項目の設定（目標から参照）

達成基準到達度の測定

たとえば、説得段階の広報で年間スケジュールと密接な関わりを持つのが学校評価です。特に、学校関係者評価や保護者・地域を対象とした外部アンケートを行う場合は、学校評価プロセスのPDCAサイクルに合わせて、必要な時期に必要な内容が学校関係者に伝わるようなスケジュールリングを行います。

1. 学校広報とは何でしょうか？

2. なぜ学校広報をつ必要があるのでしょうか？

3. 広報活動の充実には学校に何をもちますか？

4. 具体的に何をすべきですか？

5. 設置者が配慮すべき事項

6. 学校広報と法律問題

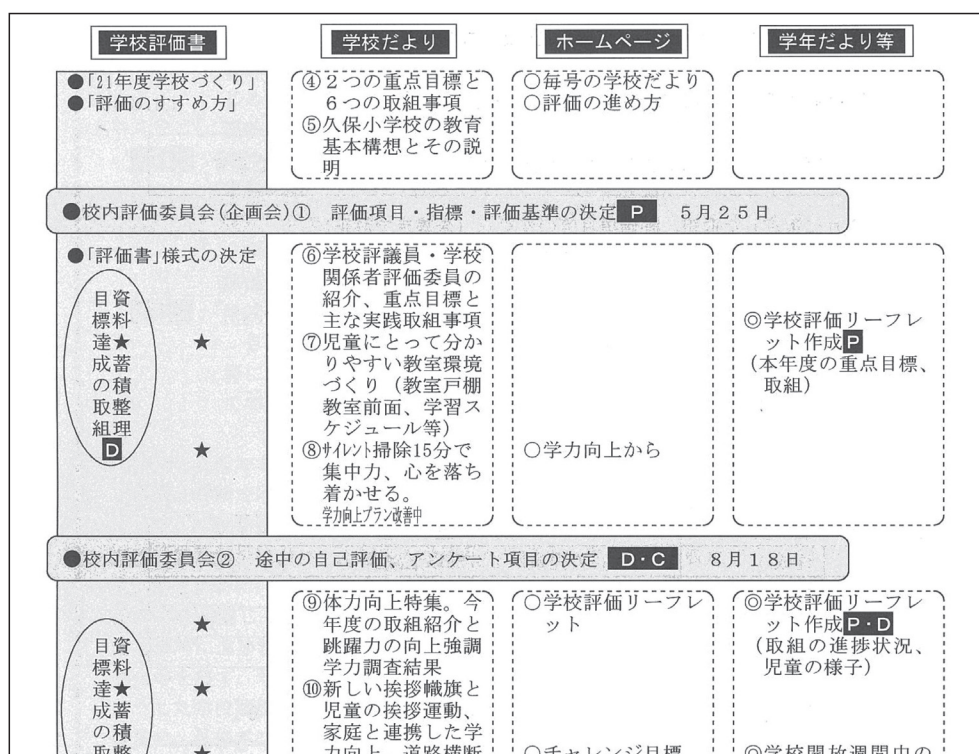


図 11 情報提供のスケジュールと学校評価計画

出典：山口県下松市立久保小学校，下松市教育委員会（2010）＊15

図 11 は、山口県下松市立久保小学校が作成した学校評価計画です。この中には、評価委員会に伴って必要とされる情報と提供すべき手立てが、マイルストーン（目途となる期日）とともに分かりやすく記載されています。

## 学校広報の働きかけ

働きかけの区分では、局所的広報、日常的広報、説得的広報それぞれについて、必要な項目を揃えます。以下にそのフローを示します。

### ①コンテンツ概要設計

広報計画書の方針をもとに、具体的なコンテンツを定義します。

### ②情報提供方法定義

コンテンツを効果的に伝えるために最適なメディア手段と頻度を決定します。

### ③コンテンツ作成

先に定義した事項に基づいて、各自コンテンツを作成します。

### ④コンテンツ承認

作成されたコンテンツについて承認を受け、必要な修正作業を行います。

### ⑤コンテンツ提供

必要なメディアを介してコンテンツを提供します。

＊15 下松市教育委員会（2010）平成 21 年度文部科学省委託事業・学校評価・情報提供の充実・改善等のための実践研究 研究報告書



## 学校広報の評価

レベル3までの学校広報は、一方向的な手段が主なので、受け手である保護者や地域の人々から直接戻りの情報（感想や意見）を得ることは困難です。年度末に“年間広報アンケート”を実施し、過年度のデータと数値比較することで、その効果を確かめることができます。以下にそのフローを示します。

### ①アンケート作成

年度比較をするには、標準的な項目を用いた調査が望ましいと言えます（豊福晋平 2008a）\* 16。項目が少なければ、外部アンケート等にも含めることも可能です。

### ②アンケート実施

おもに保護者を中心にアンケートを実施します。

### ③分析・結果の確認

アンケート結果を分析し、結果傾向を把握します。

### ④次年度課題の把握・検討

アンケート対象者の現状をもとに、次年度に解決すべき課題を明らかにします。

### 学校からの情報提供に関するアンケート（保護者版）

適用：081113enq\_set\_p\_2S.sqs 調査コード：

(1)あなたは、普段どの手段でホームページを閲覧しますか。（ひとつだけ）

☐ 1: おもにパソコンで閲覧
 ☐ 2: おもに携帯電話で閲覧
 ☐ 3: パソコン・携帯電話両方で閲覧
 ☐ 4: ホームページは閲覧しない

(2)日ごろ、あなたが得ている「本校についての情報」は、本校の事を正しく理解するために、十分な量と言えますか。（ひとつだけ）

☐ 1: 十分提供されている
 ☐ 2: まあまあ提供されている
 ☐ 3: あまり提供されていない
 ☐ 4: 全く提供されていない
 ☐ 5: わからない

(3)あなたが、本校のホームページを見る機会は、どのくらいありますか。おおよその頻度をお答えください。（ひとつだけ）

☐ 1: ほぼ毎日
 ☐ 2: 週に数回程度
 ☐ 3: 月に数回程度
 ☐ 4: 年に数回程度
 ☐ 5: 一度も見たことはない

(4)「本校についての情報」を得るためには、日ごろ、どの手段をどの程度頼りにしますか。以下の各項目について、頼りにする程度をお答えください（各項目1つずつ）

|                         | 頼りにする程度               |                       |                       |                       |                       |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
|                         | 非常に頼りにする              | まあまあ頼りにする             | あまり頼りにしない             | まったく頼りにしない            | わからない                 |
| 1 印刷配布物（学校だより・学年学級通信など） | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 2 担任からの個別連絡（連絡帳・電話など）   | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 3 参観日や連絡会などの学校訪問機会      | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 4 学校ホームページ              | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 5 子どもとの会話               | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |

図 12 学校広報の標準的アンケートセット（マークシート）

出典：豊福晋平（2008a）

\* 16 学校ウェブサイトを中心とした標準的アンケートセットは SQS (Shared Questionnaire System) を用いたマークシート調査用紙です。ドキュメントスキャナがあれば簡単に集計分析が可能です。詳細は、<http://www.i-learn.jp/spr/> を参照のこと。豊福晋平（2008a）学校ウェブサイトの利用者意識調査，日本教育工学研究報告会 JSET08-2 pp.35-40.

1. 学校広報とは何でしょうか？

2. なぜ学校広報を必要とするのでしょうか？

3. 広報活動の充実には学校に何を求めますか？

4. 具体的に何をすべきですか？

5. 設置者が配慮すべき事項

6. 学校広報と法律問題



#### 4.4.4. 広報活動の質的向上

レベル2 信頼段階の広報活動は、細かいところにはこだわらずに、まず高頻度の更新を行うことが目標でしたが、記事の数が揃ってくると、今度は、記事内容そのものの質や数のバランスが気になり出します。ここでは、質の高い広報活動へシフトするための方法について述べます。

#### 多様な立場からの広報参画

多様な立場から広報活動への参加が得られるようになれば、ひとつの学校行事を様々な立場から記述することが可能になります。記述が複数になれば、学校関係者の抱く学校像のリアリティも、学校に対する理解も深まることでしょう。

情報の更新頻度は＝記事投稿者数×投稿数で決まりますが、最初から多くの投稿者を得るのは困難です。投稿者が増えれば、一人あたりの負担は軽くなり、記事にもバリエーションが増えるので、広報の魅力も倍増します。

先進事例をみると、最初は、管理職が積極的に関わって学校単位の広報を行い、学年から学級へと徐々に拡大するパターンが一般的ですが、学校によっては、教員以外にも事務職・保健養護教諭・栄養士・学校司書など様々な立場の人が参加するようになります\* 17。

また、[4.4.5 学校への愛着とこだわりを形成する広報活動] では、記事の蓄積から要約資料を作成するので、日々のふりかえりのためにも、日頃からマメに記事を残しておく事が、より重要な意味を持つようになります。

---

\* 17 鷲尾健仁・豊福晋平（2009）教職員・児童・保護者による全校的学校ホームページ運用体制の構築，日本教育工学会研究報告集 JSET09-1, pp.199-206.

## 児童生徒と保護者の広報参加

組織的な広報体制が出来上がっている小学校では、児童が公的な学校広報の一部を担当しているケースがあります。たいがい、児童会委員会活動やクラブ活動の一環として位置づけられており、取材や記事投稿は彼らの仕事の一部です。児童らの取り組みとしては、ブログを用いた毎日の給食紹介からはじめるケースが多いようですが、適切な指導が伴うことで、外向けの文章を書くという責任感と心理的なプレッシャーが、児童の取材力や文章記述能力を著しく高めることが報告されています\* 18。

また、学校ウェブサイト活動の一環として、保護者ボランティアを募り、ホームページ・サポーターとしてブログコメントの書き込みを推奨しているケースや、保護者が地域ブログを開設して連携し、学校内外の話題を掲載しているケースがあります（豊福ら 2009）\* 19。

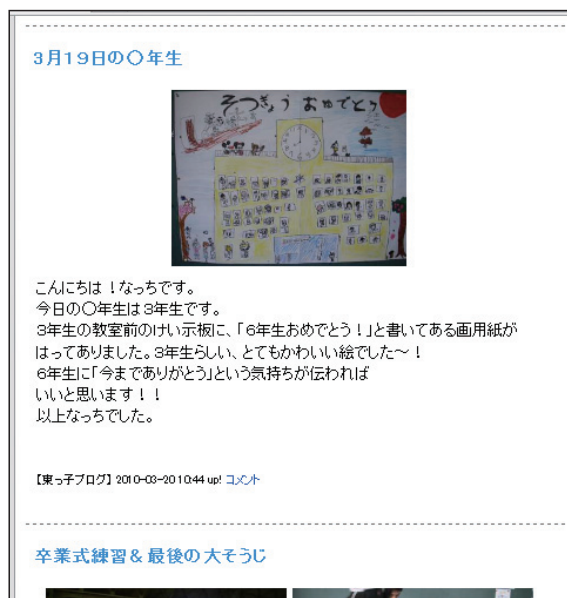


図 13 児童による給食紹介と図 14 情報委員会ブログ

出典：愛知県一宮市立瀬部小学校・新潟県新潟市立亀田東小学校

\* 18 豊福ら（2009）学校子どもブログ活動の背景と教育的意義，日本教育工学会研究報告集 JSET09-1, pp.189-194.

\* 19 宮内盛一（2007）『地域情報ブログ』で見えた、保護者の地域教育力

## 投稿者の視点が活かされた記事へ

記事投稿の数がある程度まとまってくると、記事記述の質が気になるものです。子どもたちの作文表現力が次第に豊かになるように、広報活動における記事投稿もまた、単なる事実の列挙から、多様な記述へと変化することが期待されます。たとえば、次のような事が考えられるでしょう。

- 活動の一場面を切り取った描写やエピソードが詳細に語られる。
- 授業や行事の雰囲気がよく伝わるように、写真イメージが加えられる。
- 授業や行事の背景説明や、学校関係者から寄せられた感想が加えられる。
- 去年はその授業や行事がどのように行われたか、比較が加えられる。
- 授業の特徴や良さが参観者の視点で述べられる。

## 4.4.5. 学校への愛着とこだわりを形成する広報活動

レベル3 説得段階の広報活動は、学校関係者の信頼度・満足度に加えて、広報活動の利便性やコンテンツの独自性を高めることにポイントがあります。以下に例を示します。

## 学校ガイドブック・FAQ（よくある質問と答え）の作成

**[2.2 学校は社会からの要請に応えているか？]**で紹介した調査では、特に就学前の保護者は学校生活についての知識がないため不安になりやすく、学校からの情報提供に不満を持ちやすい傾向があります。

学校ガイドブック\*20や学校ウェブサイトのFAQ（よくある質問と答え）は、①学校の教育方針、②学校生活の紹介、③学校生活に関する手続き等が、網羅的に分かりやすく解説されたもので、学校関係者等が抱きやすい、ちょっとした疑問や質問を解決するための強力なアイテムとなります。

ガイドブックの編集にはかなりの手間がかかりますが、一度形が出来てしまえば、毎年の更新はそれほど面倒ではありません。たとえば、愛知県一宮市では、学校事務職が全市共通のガイドブック・テンプレートを作成し、各校の負担を減らす工夫をしています\*21。

\* 20 小野田正利（2002）学校と地域の関係づくりにおける研究者の役割：『片小ナビ～保護者のための片山小学校ガイドブック』づくりから考える（〈特集〉学校と地域の関係の再構築），日本教育経営学会紀要 No.44（20020530）pp. 54-65.

\* 21 一宮市公立小中学校事務職員研究会（2009）元気になる学校であるために－保護者・地域との信頼関係構築にむけた学校広報－，平成21年度愛知県公立小中学校事務職員研究大会記録集

## 行事や授業取り組みの特集ページ作成

日常的広報がメインになると、あっという間に記事が増えてしまい、かえって、学校の特徴や主張が捉えにくくなります。学校独自の行事や総合的な学習の時間等での展開をまとめて特集ページしておけば、個別の記事を追いかけるのとは違った俯瞰的な視点を与えてくれます。



図 15・図 16 児童会活動の特集ページ

出典：新潟県新潟市立亀田東小学校

### 4.4.6. 学校課題の構造的な提示

年間を通じた学校評価の PDCA サイクルにおいて、学校関係者からの正確な評価と積極的な意見を得るには、まず、学校についての正確な情報と認識を持ってもらうことが重要です。ただし、方針や目標・考察に関してはある程度まとまった文書が作れても、一番肝心な、学校の実態はどうであったのかを説明する事は容易ではありません。

レベル 2 信頼段階では、学校に対する全体的な信頼度や満足度は高まりますが、膨大な記事情報から個別具体的な問題・課題について把握を行うことが困難になります。そこで、レベル 3 説得段階では、広報活動の一環として、学校側で雑多で膨大な情報をトピック別に整理・構造化した資料を作成し、保護者・地域を対象とした外部アンケート等の機会にあわせて配布する例を紹介します。

### 重点目標に即した取り組みキーワードの決定

学校評価のプロセスは、学校ごとの重点目標を軸に進められますから、まずは日常的広報に必要な目標に即した取り組みキーワードを設定しておきます。たとえば、“学力向上”“体力向上”“豊かな心の育成”のように、分かりやすい語句が良いでしょう。記事投稿時の煩雑さを避けるために、キーワードの総数は 20 程度にとどめておいた方が良いでしょう。

1. 学校広報とは何でしょうか？

2. なぜ学校広報をしなければならないのでしょうか？

3. 広報活動の充実には学校に何を求められますか？

4. 具体的に何をすべきですか？

5. 設置者が配慮すべき事項

6. 学校広報と法律問題



## 日常的広報における記事の蓄積とキーワードの添付

ブログやCMSのカテゴリやキーワード機能を用いて、日々記事を投稿する際に、該当しそうなキーワードを添付しておきます。文章の記述にあたっては、後で資料化した時に必要な情報が得られるように、適宜、背景情報や考察等を加えることが望ましいでしょう。あわせて、様子をよく伝える写真イメージを添付しておくことも大切です。

## 資料化のための編集と考察の付加

学校評価のサイクルで、保護者説明会やアンケート等を実施する機会に、資料としてまとめる作業を行います。

まず、ブログやCMSの検索やフィルタ機能を用いて、重点目標に即した取り組みキーワードで該当する記事を丸ごと抽出します。次に、記事のうち、重点目標を最も良く表している取り組みを重点的に数件ピックアップし、重要度順に並べ替えます。

得られた記事をもとに、記事内容を再検討し、重点目標と照らし合わせた説明文章や考察へと置き換えます。体裁が整えられれば、取り組みの経過として説得力のある資料となります。

印刷配布物としては、重点目標1つにつき、全ての説明がA4判1枚程度に収まる程度のコンパクトさが需要ですが、より詳細な情報を求める学校関係者のために、学校ウェブサイトでも補足的な項目を加えてまとめておくのが良いでしょう。

### 平成21年度 学校評価

計画・まとめ(H21) | 学習について(H21) | 豊かな心(H21) | **体力の向上(H21)** | 外部評価・その他(H21)

#### 体力の向上

1 現状・課題

- 昨年度の体力テストの結果から、全国平均を上回る種目が48%だった。特にソフトボール投げの記録が全国平均よりも低かった。
- 生活習慣や朝食の摂り方を意識した「通期」を位置付け、生活習慣を見直すよい機会となっている。

2 方針

- ◆ソフトボール投げを重点目標に設定し、全校体制で取り組んでいく。休み時間や昼休みを活用した取組を継続していく。健康課では、家庭と連携した取組を行う。
- ・体育の授業、児童会の取組から重点目標を意識した活動を実施する。年間を見通した体力向上・生活習慣の改善に向けての取組を計画的に設定する。

3 達成状況及び進捗状況

| 達成目標                                              | 達成状況                                                                                                                                                                                                    | 中間評価 |
|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| (1)ソフトボール投げの記録を全国平均よりも上回る児童の割合を62.5% (5/8) 以上にする。 | 体力テストの結果、40項目/64項目 (62.5%) が全国平均を上回った。<br>また、昨年度の自校平均を上回る項目は39項目 (60.9%) と多かった。<br>ソフトボール投げに関しては、6項目で昨年度よりも上回る結果となった。<br>このことから、昨年度よりも伸びていると言える。ただ、達成目標として掲げている達成率が62.5%以上であることから、1つも全国平均を上回ることが出来なかった。 | C    |
| (2)規則正しい生活を送ることや、朝食の大切さを考えて食事をしようとする児童            | 早速早起き朝ごはん運動を行った結果、朝ごはんの項目について、主食・主菜・副菜・汁物・その他、食材は赤・黄・緑に分けられ、体をやる赤、エネルギーとなる黄、体の調子を整える緑。3つバランス良くそろえるようにしなければいけないことがわかりました。～東っ子ブログより抜粋～                                                                    | B    |
| 教育活動                                              | 達成状況                                                                                                                                                                                                    | 中間評価 |
| (1)-1東っ子スポーツタイムを設定し、進んで参加する。                      | 6月中旬から10月上旬まで体育館耐震化工事が行われ、体育館が使用できなかったため、東っ子スポーツタイムを開催できなかった。                                                                                                                                           | C    |
| (1)-2自分のめあてを認識し、進んで運動に取り組む。                       | 今後、子供たちにとって魅力ある東っ子スポーツタイムを設定し、子供たちが進んで参加するようにしていく予定。                                                                                                                                                    | B    |
| (2)「早速・早起き・朝ごはん」運動に進んで取り組む。                       | 早速早起き朝ごはん運動は3年目を迎え、快く協力して                                                                                                                                                                               | A    |

### 5 記事（取り組みのようす）

《早速・早起き・朝ごはん運動》生活習慣と子供の健康・意欲は、密接に関わっており、本校でも年に3回強固な運動を取り組んでいます。御家庭では、お子さんと一緒にめあてを立て、生活改善に努めていただいたり、ワークシートに励ましの言葉を書いていただいたりしたおかげで、特に「早起き」の項目が大幅に前年度より向上しました。

《食の指導》私たち職員は給食センターと連携をとりながら、学年を問わず食育の授業を行っています。また、センター在住の栄養士は、献立の中から一品を取り上げ、旬の食材の良さや地産の食材の安全性について、子供たちに紹介する活動を毎日継続して行っています。

《食の指導》給食センターの栄養士さんから、献立の立て方について教えていただきました。食事は、主食・主菜・副菜・汁物・その他に、食材は赤・黄・緑に分けられます。体をやる赤、エネルギーとなる黄、体の調子を整える緑。3つバランス良くそろえるようにしなければいけないことがわかりました。～東っ子ブログより抜粋～

《体力向上をはかる活動》7月には「一日一定運動」、9月からは「ランランタイム」と、体育館耐震工事の後も、運動量の確保に努めました。マラソンや縄跳び等の学習カードを作成、子供が自主的に運動に取り組める場を設定し、継続して体を動かすよう働きかけてきました。

《体力向上をはかる活動》マラソン記録会がありました。僕は、順位は51位でしたが練習より10秒もタイムが速かったので、良かったと思います。マラソンはあまり得意ではないけれど、とても楽しかったです。～東っ子ブログより抜粋～

### 6 もっと詳しい資料

学校基本情報

- 21年度 学校評価・評価基準（体力向上について）
- 食に関する指導・年間計画（pdf:175k）

図 17・図 18 学校評価のための課題取り組みの説明ページ

出典：新潟県新潟市立亀田東小学校

#### 4.4.7. 学校広報の体系化にあたってのヒント

レベル3 説得段階の学校広報を体系化するにあたって、ヒントをいくつか述べます。

##### それぞれの広報物の対象や内容の想定は適切か

毎年作成される広報物のなかには、すでに、おおかたのフォーマットが決まっていて、毎年深く検討されることもなく、作られているものがあります。しかし、一見何にでも使えるような資料が、実は特定の対象者にとって不親切で、役に立たないケースもあります。

たとえば、教育目標や学校経営方針は、好んで読まれるような内容ではありませんが、だからといって、内部向けの難しい文書を、そのまま保護者や地域向けに公開することが適切とは限りません。同様に、保護者向けに配布する学校だよりと、地域の自治会回覧向けの学校だよりがはたして同じでよいのかについても、一度検討してみるべきかもしれません。

##### 学校から発せられるメッセージは一貫しているか

先に述べたように、学校と普段から関わりを持たない関係者（保護者以外）は、印刷広報物やウェブサイトにも接触する機会が少ないので、塀やフェンスの外側から学校の中を想像する事くらいしかできません。したがって、手がかりになる壁面掲示や看板等は、意外によく見られるものですし、書かれてある文言ひとつで、学校に対する印象はがらりと変わるものです。たとえば、学校経営方針で、いくら“ひらかれた学校”を標榜しても、外回りがぶっきらぼうな禁止看板ばかりであったら、周囲の関係者はどう考えるでしょうか。

##### たとえ注目されなくても重要な話題は繰り返し説明する

学校の経営方針や教育目標は、当事者でもない限りは、そもそも注目されにくく、あえて、読んで理解しようとする人々も多くありません。しかしながら、これらは学校評価等の場面では必ず登場するもので、しかも、評価にあたっては、正確な認識と理解を必要とするものです。だからこそ、学校広報で発せられる学校の姿勢は常に一貫しており、かつ、様々な手段を通じて、繰り返し伝えられることが重要です。

##### 学校や地域の特徴や独自性が広報に活かされているか

学校に対する愛着やこだわりとは、学校関係者が学校に関わる最もポジティブな理由ですが、“その学校”への気持ちは、学校や地域ならではのエピソードに基づくものであったり、個人的な経験に裏付けられたものであったりします。

体系化された学校広報では、学校ごとの特徴や独自性が活かされるような検討をしたいものです。たとえば、校章や校歌は当然として、意外に検討されていないのが、スクール・カラーやシンボルです。これらは学校ウェブサイトや印刷広報物のベース・デザインを決める際にも有効な決め手となります。

また、総合的な学習の時間やクラブ活動等の活動記録や作品、地域紹介、学校・団体・児童生徒個人の受賞歴、卒業作品や寄贈品の紹介など、学校の足跡を標すコンテンツを継承することで、在校生と卒業生とを結ぶ貴重な接点が形成されます。



## メディアの違いによる業務重複を解消する

体系的な学校広報では、活用するメディア手段が増えますが、それぞれに担当者を割り付けてバラバラに作業を進めたのでは、業務がメディアの数だけ増えてしまいます。

たとえば、日常的広報の投稿記事は、ウェブサイトのみで使い捨てるより、文章を編集し直して学校だより等にも使ったほうが効率的です。図 19 のように、元の記事情報蓄積には、できるだけ多くの教職員が関わり、目的に応じて手段に振り分ける工夫をします。

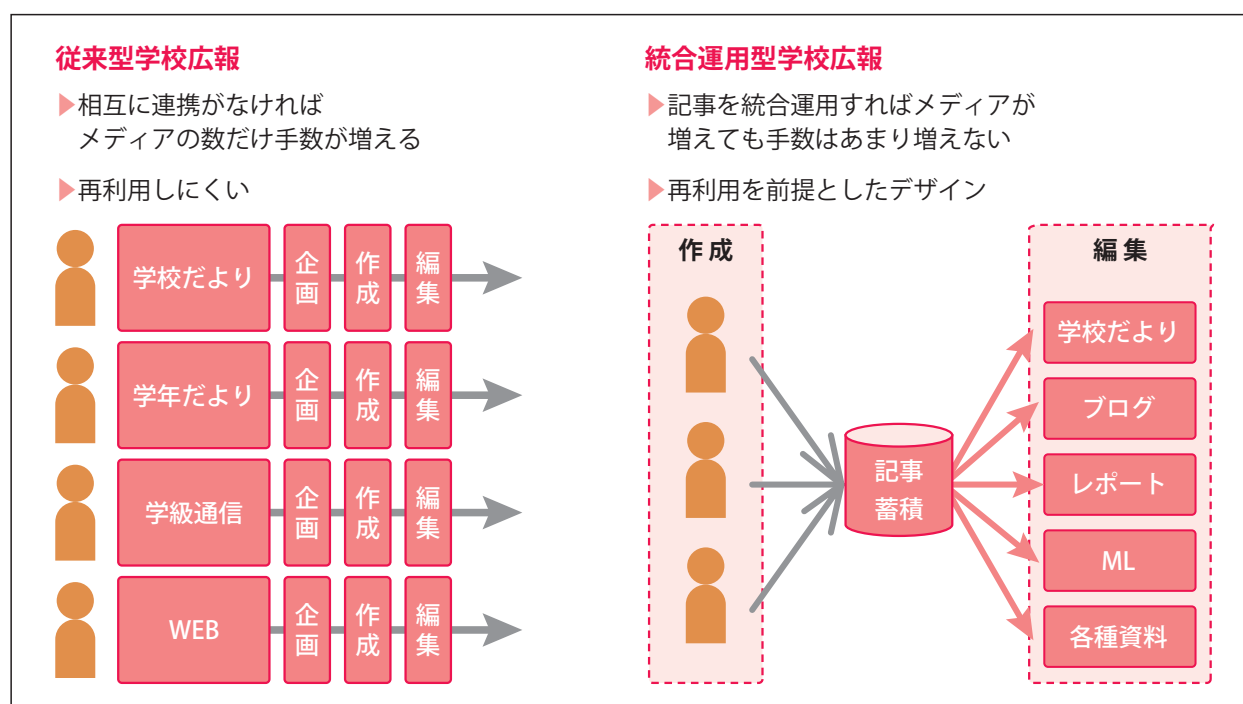


図 19 統合運用型学校広報

出典：豊福晋平（2009b）＊ 22

＊ 22 豊福晋平（2009b）説得段階の学校広報における情報再編集・要約機能，日本教育工学研究報告集 JSET09-5 pp.147-151

## 5. 設置者が配慮すべき事項

平成19年6月の学校教育法改正で、学校からの積極的な情報提供は、学校評価とともに法律に明文化されました。これに伴い、広報諸活動に関わるとらえ方にも変化が生じています。本章では、学校の学校広報活動が円滑に行えるよう、設置者側に求められる配慮点についてまとめます。

### 5.1. 学校広報は管理職が主導的に取り組むべき取組のひとつ

本ガイドの冒頭でも述べた通り、学校評価プロセスとの関わりからも、学校広報は学校の教育活動全般に対する正しい認識と理解を得るために必要な取り組みであり、学校経営の重要な要素のひとつです。

学校広報は、学校経営方針から導かれる体系的・計画的活動ですから、円滑な運用のためには、管理職のリーダーシップと積極的関与が欠かせません。学校管理職には、まず、この点をしっかり理解・認識してもらう必要があります。

### 5.2. メディア環境整備が成功の鍵

円滑な学校広報活動のためには、学校側がフレキシブルに活用できるメディア環境の整備が必要です。これまでの紙媒体中心の広報に加え、近年は、学校ウェブサイトをはじめとしたネットワーク・サービスが、重要なアイテムとして注目されています。

ネットワーク・サービスは、広範な学校ステークホルダーと学校とをつなぐ強力なコミュニケーション手段であり、速報性・柔軟性・詳細性等に優れていることから、学校側にもステークホルダー側にも大きなメリットがあります。将来的には、学校教育の情報環境がさらに充実することで、学校広報活動にも大きな影響を与えることが予想されます。

これらのコミュニケーション手段については、単に技術的な課題ではなく、むしろ、学校経営と学校広報の課題に引き付けて検討することが求められます。

### 5.3. 学校広報活動の支援

設置者側が学校広報活動を支援するにあたって、配慮すべきポイントは次の通りです。

- 広報活動は、管理職が積極関与すべき学校経営領域の取り組みとして考えることが必要です。設置者がまずアプローチすべきは、校長会や管理職研修であって、いくら学校ウェブサイトが関わるからといっても、情報教育や視聴覚教育領域の担当者扱いとするのは間違いです。
- 学校広報活動の支援は、学校の自律性や機動力を最大限活かす方向で検討すべきです。管理統合や見た目の統一をねらって設置者側が無用な管理要件を増やせば、せっかくの仕掛けも現場では“使えない”代物に化けてしまいます。
- 学校広報には積み重ねが必要で、いきなり高次のレベルを狙うことはできません。レベルに応じて、必要なメディア環境や支援サポートは異なることに留意すべきです。

1. 学校広報とは何でしょうか？

2. なぜ学校広報をする必要があるのでしょうか？

3. 広報活動の充実には学校に何をもちますか？

4. 具体的に何をすべきですか？

5. 設置者が配慮すべき事項

6. 学校広報と法律問題

さらに、①情報環境整備、②承認・情報公開支援、③活動促進・研修の3点のポイントについて詳細を述べます。

### 5.3.1. 情報環境整備

企業や公共機関のウェブサイト運用は、従来のウェブサーバ中心から CMS \* 23 をベースにした効率的運用へと置き換えが進んでいます。CMS を用いる大きな理由は、サイト管理の大幅な省力化と平易化ですが、学校広報のレベルに応じて必要とする機能が異なるので、製品やサービスを選択するに当たっては、注意が必要です。

- 学校広報が扱う情報は公的組織情報ですから、個人情報が含まれないことが原則です。したがって、クローズドなネットワークにサーバを設置する積極的理由はありません。むしろ、オープンなネットワーク上にサーバを設置し、学校外や携帯電話からでも更新可能にした方が、更新作業ははるかに容易になります。
- CMS はブログ等の標準的技術仕様 \* 24 に準拠しているものが望ましいでしょう。自治体が採用しているシステムのなかには特殊な仕様がありますので、注意が必要です。
- 学校での運用を前提とすると、まず必要になるのが、①記事入力の簡便性、②迅速な承認決裁機能、③記事投稿者のログイン管理機能です。  
CMS 製品のなかには、そもそも1日に数回以上の更新を前提に作られていないものがあります。これではレベル2の信頼段階では使えません。さらに、レベル3では、学校の独自性を活かすようなレイアウトデザインや、投稿記事の整理・要約が簡単にできるものが必要になるでしょう。
- CMS 製品のなかには、多機能を売りにするものがありますが、何でも入っている事が利点とは限りません。多機能過ぎるものは管理を複雑にし、引き継ぎを困難にするばかりか、詳しい教職員を遠ざけてしまいます。
- CMS にはフリーのものと、サポート付きの利用契約を結ぶものがあります。概して、フリーのものは導入準備やサポートで相応の person 費コストが発生し、学校側に余計な負担をかけることになりますから、システム選択の見極めは慎重にすべきです。

---

\* 23 CMS: Content Management System

\* 24 ブログは更新状況を配信するための RSS (Rich Site Summary) の仕様を備えているのが一般的です。

### 5.3.2. 承認と承認支援

学校広報としての承認決裁手続きは、きわめて重要な意味を持ちます。大げさに言えば、決裁に要する時間と可否が、対外的な学校の姿勢を左右するからです。

一般に、学校広報の承認決裁は校長によるケースが大半ですが、学校ウェブサイトに関しては、教育委員会側の決裁を求めるケースもあります。この場合は2～3日を要するため、レベル1認知段階から先の学校広報活動は最初から期待できません。

レベル2以降の日常的広報では、高頻度の情報更新を実現するには、CMSによる承認決裁の迅速化が必須です。承認者を1名として決裁手続きが電子化されれば、最短で5分ほどで新しい記事が公開されます。承認決裁機能には2段・3段決裁が可能な製品もありますが、複数段決裁にすると、それだけウェブサイト本来の機動力を削いでしまうので、注意が必要です。

承認にあたってのチェックは、肖像権や個人情報等への配慮が中心ですが、慣れないうちは判断に迷ったり、見落としをしたりすることがまま発生します。従来型のウェブサイト運用からCMSへ移行した某自治体教育委員会では、現場での迅速な手続きを重視して、手続き上は校長による1段決裁ですが、公開決定された記事は、教育委員会のヘルプデスクが並行してチェックを行い（承認支援）、抜けや疑問がある場合は、学校にすぐ連絡を取る仕掛けになっています\*25。

### 5.3.3. 教職員研修および活動促進支援

これまでの学校広報関連の研修は、ホームページ作成ソフトの操作研修が中心で、一通り教わっても、現場に戻ると時間的な余裕がなく、扱えないまま忘れてしまうことが多くありました。今後は、ホームページの技能そのものより、学校経営と学校広報との関わりが重要になるので、担当者と管理職を一組として、学校広報の意義やマネジメント・フローを研修時に扱うことが望ましいといえます（豊福晋平 2008b）\*26。

特に、学校広報は学校ごとの状況が異なるので、座学で講義べったりの研修よりは、1年に1度、それぞれの学校の課題整理やプランニングを検討するための時間として確保するのが良いでしょう。

活動促進支援とは、レベル2以降の日常的広報において、学校間の活動格差を是正するために必要なものです。大半のCMSには、各学校の活動状況（記事投稿数・承認待ち件数）が概況としてまとめられるようになっているので、これを適宜チェックして学校への働きかけを行います。概して、設置者側からの働きかけが頻繁であるほど、活動レベルの底上げには効果的です。

\*25 ちなみに、CMSへの移行当初はヘルプデスクから学校宛にたびたび問い合わせが発生したそうですが、数ヶ月もするとほとんどなくなるそうです。

\*26 豊福晋平（2008b）学校広報を前提としたウェブサイト導入プログラム，日本教育工学研究報告会 JSET08-4 pp.155-160.

## 6. 学校広報と法律問題

本ガイドの冒頭で述べたように、ウェブサイトを有効活用することで、従来の広報物では難しかった多様な広報効果を得ることが可能となります。ただし、ウェブサイトは広く一般に公開され、容易に複製や改変が可能であるなどの特徴があるため、従来とは異なった課題が生じることを想定しておく必要があります。ウェブサイトの特殊性に配慮し、さらに基本的な法的知識を身につけることで、広報に際して起こりうるリスクを予見し、相当程度、回避することができるでしょう。

この章では、多くの学校ウェブサイト管理者にご協力いただき、寄せられた話題や具体的事例を通じて、学校広報に際して起こりうるリスク、関係する基本的な法律の解説とともに、リスクそのものやリスクに伴うトラブルを回避する方法をまとめたものです。学校広報を企画するにあたって参考にいただければ幸いです。

### 6.1. 名誉権侵害について

**Q1** 学校ウェブサイトに掲載した児童生徒の写真が別のサイトに無断掲載された場合、学校はどのような責任を負いますか。

**A** 児童生徒の写真について、学校側が掲載上必要な配慮や工夫を行うことなく、漫然とウェブサイトに掲載していた場合、学校は、児童生徒の名誉権侵害について損害賠償義務を負う可能性があります。このような結果を避けるために必要な措置を講じておく必要があります。

#### 6.1.1. 事例

本校は保護者や地域に開かれた学校教育を目指し、積極的に児童の学習風景等の写真を学校ウェブサイトに掲載しています。先日、学校ウェブサイトに掲載していた児童の写真が、学校とは無関係のサイトに無断掲載されてしまいました。

この写真は児童の顔が特定できる程度に鮮明であり、しかも掲載先のサイトには児童の写真と並んで教育上ふさわしくない画像や文章も掲載されていました。児童の心の傷は大きく、児童の社会的評価は著しく低下してしまったと思います。

本校は何らかの責任を問われる可能性がありますか？また、このような事態を避けるために、本校としてはどのような点に注意すべきだったのでしょうか？



### 6.1.2. 解説

本事例では、教育上ふさわしくないサイトに写真が掲載されたことにより、児童生徒の名誉権が侵害される可能性があります。

ここで名誉とは「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価」をいい、たとえば、わいせつな内容を含む出会い系サイトなどに児童生徒の写真が掲載された場合、当該児童生徒の社会的評価が低下して、名誉権が毀損されるのは明らかです。

名誉権は憲法上保護される法的な権利と解されており\* 27、故意又は過失によって違法に名誉権を侵害してしまった場合、損害賠償請求や、写真の掲載の差し止め請求の対象になります。

故意又は過失によって違法に名誉権を侵害してしまった場合、損害賠償請求や、写真の掲載の差し止め請求の対象になります。

本事例において、教育上ふさわしくないサイトに写真を無断で掲載した者が児童生徒に対して損害賠償責任を負うことは明らかですが、さらにウェブサイト写真に掲載したに過ぎない学校も損害賠償責任を負うかどうか問題です。

損害賠償責任が成立するには「故意又は過失による違法な行為」による権利の侵害が前提であり、この判断に際しては、何らかの措置で権利侵害を回避できたにもかかわらず、その措置を怠っていたかどうか（結果回避義務違反）が考慮されます。

本事例において、たとえば児童生徒の水着写真を学校ウェブサイトに掲載すれば、そのような趣向のわいせつなサイトなどに無断掲載される可能性があり、また児童生徒の顔が特定できる写真であれば、さらにその可能性は高まるでしょう。

\* 27 判例および学説上、憲法 13 条が定める「幸福追求権」に含まれると考えられています。

しかし、次のような学校側の工夫や配慮\* 28を行うことで、無断掲載の危険性を下げ、相当程度名誉権侵害の結果を回避できると考えられます。

- 児童生徒の写真を掲載する際には、水着や体育着の写真は避ける
- 写真画素サイズを小さくする
- アングルを工夫して、児童生徒の顔を判別しにくくする
- 特定個人ではなく、複数人の写真を掲載する等の配慮をする
- ファイル名に pool.jpg とか mizugi.jpg 等の単語を避ける
- 写真に添えるキャプションに水泳授業や制服といった単語を使わない  
(インターネット検索の対象にかからないようにする工夫)。
- 「他サイト及び紙・電子問わずあらゆる媒体への無断転載を禁じます」など無断転載の禁止を明示する。
- 無断掲載が発覚した場合は、ウェブサイトから写真を取り除き、無断掲載先に警告を行うなど、児童生徒の名誉権侵害の拡大を防ぐための措置をすみやかに取る。

これらのような運用上の工夫により、名誉権侵害を回避するために必要な義務を尽くしていたと評価できるケースにおいては、仮に無断掲載によって名誉権侵害が生じても、学校側の責任が生じる可能性は、相当程度低くなると考えられます。

---

\* 28 現在の学校ウェブサイトの運営上、児童生徒の写真掲載については、①顔と名前が一致しないようにすること、②個人が特定できる場合は、本人と保護者の承諾を得ること、③構図が不適切であるなど、個人のプライバシーを侵害するおそれのある写真は掲載しないこと、④高解像度の写真を使用しないこと、などの方針がとられている場合が多く見受けられますが、これらの方針が守られていることが大前提となります。

## 6.2. 個人情報保護法について

**Q2** 児童生徒の写真も個人情報に該当しますか。個人情報保護法の観点から、児童生徒の写真をウェブサイトに掲載する場合の留意点を教えてください。

**A** 児童生徒を個人として特定できる写真を学校が取り扱う場合は、個人情報保護法上の「個人情報」に該当します。学校は、個人情報の利用目的を特定し、利用目的外の使用にあたっては児童生徒や保護者の同意を得るなど、個人情報保護法を遵守した取扱いが必要です。

### 6.2.1. 事例

本校は、学校行事等で撮影した児童生徒の写真を学校ウェブサイトに掲載しています。児童生徒の写真も個人情報保護法にいう「個人情報」に該当するのでしょうか。個人情報に該当する場合、写真をウェブサイトに掲載する際に、どのような点に注意すべきでしょうか。

ウェブサイトに掲載している児童生徒の写真やその他の情報に関して保護者などから苦情があった場合に備えて、どのような準備をしておくべきでしょうか。

### 6.2.2. 解説

個人情報保護法上、「個人情報」とは「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいう」とされています（個人情報保護法第2条）。

上記の定義からすると、学校側が学校行事等に際して撮影した児童生徒の写真も、特定の個人が識別できるのであれば、「個人情報」に該当し、学校は、児童生徒の写真の取扱いに際して、個人情報保護法に定められた義務を遵守しなければなりません\*29。

具体的には、写真の利用目的をできるだけ特定しなければならず\*30、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を児童生徒や保護者に対して通知、または公表する必要があります\*31。

\*29 厳密には、私立学校には個人情報保護法が適用され、公立学校には地方公共団体の個人情報保護条例が適用されることとなりますが、個人情報に関して配慮して適切な措置を講じなければならないのは両者とも共通ですので、本稿では個人情報保護法上の義務について解説します。

\*30 個人情報保護法 15 条

\*31 個人情報保護法 18 条。利用目的を通知する相手については、児童生徒または保護者の一方だけでよいとする考え方もありますが、後日の無用の争いを避けるためには両者とも通知の相手とするほうが望ましいと考えられます。

そして利用目的の特定に当たっては、個人情報を利用される本人にとって、自分の情報を利用された結果どうなるかが具体的に想定できる程度が必要と考えられています\* 32。たとえば、「学校行事に関する記録を残すため」という表現では、利用された結果が全く想定できないため利用目的が特定されているとはいえません。「学校ウェブサイトに掲載するため」と具体的に記述すべきでしょう。

個人情報たる写真は、「特定された利用目的の達成に必要な範囲内」で取り扱う必要があります（個人情報保護法 16 条 1 項）。学校ウェブサイトで写真を扱う可能性があれば、特定した利用目的の中にあらかじめ加えておかねばなりません。

また学校は、児童生徒に関する個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めること、また、そのために必要な体制の整備に努めることが必要です（個人情報保護法第 31 条）。具体的な体制整備については文部科学省指針解説\* 33 に記載されていますが、苦情や相談を受け付ける問い合わせ窓口の設置とその周知が求められます。

---

\* 32 「学校における児童生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」解説では、「利用目的の特定に当たっては、単に抽象的、一般的に特定するのではなく、本人が、取得された当該本人の個人情報が利用された結果が合理的に想定できる程度に、具体的、個別的に特定すること」が必要とされています（同解説 9 頁）。

\* 33 文部科学省「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」について [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/16/11/04111602.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/11/04111602.htm)

## 6.3. 肖像権について

**Q3** 学校行事で児童生徒や保護者等の参加者の写真を撮影する際の留意点を教えてください。

**A** 無断で児童生徒や保護者等の容ぼうを撮影することは、肖像権の侵害に該当するおそれがありますので、原則として対象者から撮影の承諾を得ておくべきと考えられます。

### 6.3.1. 事例

本校は学校行事で児童生徒を写真撮影し、学校ウェブサイト写真に掲載したいと思っています。写真撮影に際して、児童生徒から写真撮影をすること、撮影した写真をウェブサイト公表することについて承諾を得る必要がありますか。承諾を得るに際して、どのような点に注意すべきでしょうか。

また運動会等の学校行事等で児童生徒と一緒に保護者等の参加者が写真に写ってしまった場合、保護者等の参加者からも承諾を得る必要があるでしょうか。

### 6.3.2. 解説

無断で児童生徒の写真を撮影し、撮影した写真をウェブサイトで公開することは児童生徒の肖像権を侵害するおそれがあります\* 34。肖像権を侵害した場合、損害賠償請求や、差し止め請求の対象になります。

本人の同意がある場合肖像権侵害は生じないので、本事例でも児童生徒及び保護者から承諾を得るべきでしょう。

承諾の取得は、口頭による方法でも法的には有効ですが、より慎重かつ確実にするために、文書による方法もあります。

肖像権は、①みだりにその容ぼうを撮影されない自由、②撮影された写真をみだりに公表されない自由であることから、承諾書の記載事項としては、写真撮影及び写真の公表についての承諾であることを明記する必要があります。さらに公表の方法についても、肖像権に配慮して学校ウェブサイトへの掲載と明記すべきでしょう。

\* 34 肖像権とは、判例上「何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう等を撮影されず、自己の容ぼう等撮影された写真をみだりに公表されない自由」として、憲法 13 条の幸福追求権に含まれ保障される権利と解されています（最判平成 17 年 11 月 10 日）。



また、その他の記載事項として、ウェブサイトへ掲載する写真の画素数やサイズ、氏名の掲載の有無といった条件を加えることも有効ですが、あまり条件が細かに過ぎると、掲載できる写真が限られ、学校広報本来の意義が損なわれる懸念がありますので、肖像権への配慮と運用上の負担とのバランスを考えて条件を設定する必要があります。

承諾の取得時期は、入学時、新年度ごと、新学期ごと、行事ごとなどが考えられますが、いずれも承諾として有効です。承諾取得時の告知文書の体裁としては、手続き上の煩雑を避けるため、原則として学校が提示する条件すべてを承諾する形式とし、これら条件に承諾しない場合のみ、学校に申し出てもらうことが考えられます。

承諾を得ることが望ましいとしても、運動会等で保護者等の多数の参加者が写真に写っている場合、その全てに承諾をもらうことは困難です。もっとも、判例上、肖像権の侵害の有無については、写真撮影が社会生活上我慢できる範囲内かどうかで判断すべきとして、事情によっては写真撮影が肖像権の侵害とは判断されない場合もあると考えられています\* 35。

上記の判例の考え方からすると、運動会等の学校行事が行われている公の場での撮影であり、学校が教育活動をウェブサイトに掲載することは、公共的な機関としてのアカウントビリティを果たす意義もあるので、保護者を除いて児童生徒のみを撮影することは困難であるという特別な事情があれば、肖像権侵害とは判断されない場合も十分にありえます。ただし、肖像権への配慮の観点から、事前にウェブサイト掲載のために学校担当者が写真撮影することを周知しておく等の配慮をすべきでしょう。

---

\* 35 脚注 34 の最判平成 17 年 11 月 10 日では、「被撮影者の社会的地位、撮影された被撮影者の活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性を総合考慮して、被撮影者の肖像権の侵害が社会生活上受忍限度を超えるものといえるかどうかを判断して決められる」とされています。

## 6.4. 各種の学校情報の公開について

**Q4** 学校情報をインターネット上に公開する場合の留意点を教えてください。

**A** 情報の内容によっては、安全管理上の問題が生じるので、インターネットでの公開にふさわしい情報か否かを十分に検討する必要があります。

### 6.4.1. 事例

本校は学習環境や学習状況を保護者や児童生徒に知ってもらうために、以下のような学校情報をウェブサイトで公開しています。

①非常口の設置位置、警備員や監視カメラの設置状況等の学校の安全管理情報、②遠足等の詳細な行程、また保護者の利便性を考え、従来学校だより等で行っていた③登下校時間やその経路その他の保護者への連絡事項も学校ウェブサイト上に掲載する試みも行っています。

このような学校情報をインターネットで公開することには、どのような問題がありますか。

### 6.4.2. 解説

ウェブサイトにより情報公開することで、学校関係者に学校の日常や教育活動の詳細をタイムリーに理解してもらうことができるので、利便性が向上するのみならず、中長期的には学校に対する信頼関係の構築と適正な評価が期待できます。

ただし、ウェブサイトでの情報公開は原則として誰でも閲覧可能であるという特色があり、学校の内部情報を誰でも閲覧可能な状態でウェブサイト公開することは、児童生徒の安全管理上問題が生じる可能性があります。

本事例でみると具体的に次の点が指摘できます。

- ① 非常口の設置位置や警備員や監視カメラの設置状況等の学校の安全管理情報を公開することで、保護者や児童生徒に学習環境の安全性を理解してもらうことが可能になる反面、学校の警備状況が明らかになることで、悪意のある第三者が校内に侵入しやすくなる可能性があります。
- ② 遠足等の詳細行程を事前公開することで、悪意ある第三者が児童生徒に接触することを容易にする可能性があります。
- ③ 本来一般に開示する必要のない保護者への連絡事項をウェブサイト上で公開することによって、たとえば、給食費の額や集金日等が明らかになり第三者による窃盗に悪用されたりする可能性がないとはいえません。また、登下校時間やその経路その他の公開には、悪意ある第三者の接触というリスクが伴うことは②と同様です。

以上から、学校ウェブサイトでの情報公開は、常に児童生徒や保護者以外の第三者による閲覧を想定し、学級だより等の紙媒体とどちらがふさわしいかを慎重に検討する必要があります。

ウェブサイトの情報公開する場合は、たとえば、地域社会との連携による登下校の見守り活動を合わせて掲載することで、悪意ある第三者への抑止力とする、あるいは、保護者のみに連絡すべき事項については、ログインのためのパスワードを設定して無関係な第三者の閲覧を排除したページに掲載するなどの工夫も考えられます。

## 6.5. 児童生徒作品の著作権について

**Q5** 児童生徒の作品を学校ウェブサイトに掲載する場合の留意点を教えてください。

**A** 児童生徒が創作した絵画、作文その他の作品は、著作者である児童生徒に著作権がありますので、ウェブサイト掲載にあたっては本人の承諾を得る必要があります。また、無断掲載により児童生徒の著作権が侵害されるという結果を避けるために、必要な措置を講じておく必要があります。

### 6.5.1. 事例

本校は児童生徒の学習意欲を喚起し、保護者に児童生徒の学習成果を知ってもらう目的で、児童生徒が創作した優秀な絵画や作文等を学校ウェブサイトに掲載したいと思っています。この際、作品を創作した児童生徒に著作権があるのでしょうか。

また、児童生徒の作品が他のサイトへ無断掲載された場合、学校はどのような責任を負うのでしょうか。

### 6.5.2. 解説

児童生徒の作り上げた作品は、絵画であれ、作文であれ著作権法上の「著作物」に該当し\* 36、これを作り上げた児童生徒に著作権があります。児童生徒の作品を本人に無断で学校ウェブサイトアップロードすることは、著作権の侵害となりますので\* 37、事前に児童生徒の承諾を得る必要があります。

学校ウェブサイトに掲載した児童生徒の作品を第三者がダウンロードして無断で他のウェブサイト転載した場合、当該第三者は児童生徒の著作権を侵害していることになります。

この場合、児童生徒の作品をウェブサイトに掲載した学校も何らかの責任を負うかどうかは難しい問題です。少なくとも、作品について児童生徒に著作権が帰属することや無断掲載を禁じるなどを作品掲載とともに告知し、さらに、転載が容易である画像サイズの大きいファイルのアップロードを避けるなど、無断掲載を避けるために必要と考えられる措置を講じておくことで、第三者による著作権侵害について学校にも責任があると追及されるリスクを減らすことができると考えられます。

また、学校ウェブサイトからの第三者による無断掲載が発覚した場合は、無断掲載についての学校の責任の有無にかかわらず、児童生徒の意見を聞いたうえでウェブサイトから当該作品を取り除く、無断掲載先に注意喚起のメールを送るなど、著作権侵害の結果が拡大することを防止する措置をすみやかにとるべきと考えられます。

なお、作品に氏名を付記することで作品掲載により個人が特定できる場合には、児童生徒の作品は個人情報保護法にいう「個人情報」に該当するので、**Q2** で述べた手続きを踏む必要があります。

\* 36 著作権法において、著作権による保護の対象となる「著作物」とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法2条1項1号）と定義されており、人の考えや気持ちが現われているものであれば足りるとして、その範囲は広く考えられています。

\* 37 著作者に無断で著作物を利用する行為は、著作権侵害として原則禁止されます。著作物の利用には様々なかたちがありますが、著作物を無断でウェブサイトに掲載する行為やその準備としてサーバーに情報を記録・入力する行為は、「公衆送信権」またはその前段階の「送信可能化権」（著作権法23条1項。いずれも著作権の内容をなす権利です。）の侵害となります。

【監 修】 豊福 晋平 准教授・主任研究員 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター

【執 筆】 豊福 晋平 准教授・主任研究員 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター  
日本アイ・ビー・エム株式会社 平成 20 年度  
齋藤 貴弘 弁護士 第二東京弁護士会（6 章）平成 20 年度  
吉田 泉 弁護士 第一東京弁護士会（6 章）平成 20 年度  
金久 直樹 弁護士 第一東京弁護士会（6 章）平成 20 年度

【発行所】 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター  
〒 106-0032 東京都港区六本木 6-15-21 ハークス六本木ビル 2 階  
電話 03-5411-6697 FAX 03-5412-7111  
<http://www.i-learn.jp/>

【発行日】 平成 22 年 3 月 31 日

※本ガイドは、文部科学省平成 21 年度「学校の第三者評価の評価手法等に関する調査研究」  
B-2 学校関係者評価委員に対する情報提供に係る調査研究の一環として作成した物です。

本ガイドに関する詳細資料、電子データ等は以下のページに掲載しています。

国際大学 GLOCOM i-learn.jp 学校広報ページ  
<http://www.i-learn.jp/spr/>